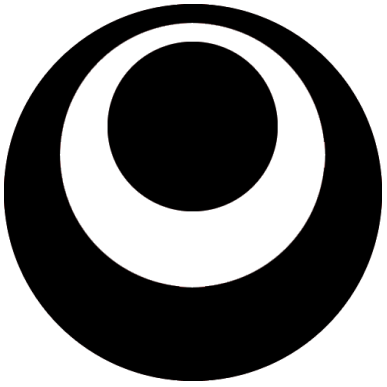
令和７年度

事業概要



沖縄県中央食肉衛生検査所
沖縄県北部食肉衛生検査所

はじめに

平素より当県の食肉衛生行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、食品流通の国際化、食生活の多様化、食品に対する健康意識の高まり、訪日外国人観光客の日本食への関心など、消費者の食品に対する意識は多様化し、食品の安全性については、消費者の関心も高く、より安全で衛生的な食品を市場に流通させることが求められています。

このような中、我が国における人手不足、労働力不足が深刻化し、食品関連施設では外国人従業員の割合が増加傾向にあり、管内と畜場や食鳥処理場においても同様な傾向となっています。

それに伴い、食文化、生活習慣、食品衛生に対する意識の違い、言語・コミュニケーションの違いによる従業員間の衛生管理に関する課題もあることから、施設側と連携を図り包括的な対応が必要となっています。

次に、家畜衛生に関する高病原性鳥インフルエンザについては、近年の国内の発生状況を踏まえ、鳥インフルエンザワクチンの使用について具体的な課題やその解決策が議論されているところです。豚熱については、国内で散発的な発生が続いており、野生イノシシにおける豚熱の感染拡大の防止対策が重要になっています。

また、アフリカ豚熱については、アジア諸国への侵入拡大が危惧されている中、昨年 10 月、台湾の養豚場で初めて確認され、我が国への侵入防止のための水際対策や農場への侵入防止のための国内対策の強化が図られているところです。

改めて、家畜保健衛生所をはじめ関係機関と緊密に連携を図り、各種家畜伝染病の発生時に備え体制の整備を構築してまいります。

食肉衛生検査所の業務は、「安全で衛生的な食肉・食鳥肉を確保することにより国民の健康の保護を図る」という重要な役割を担っています。

今後とも、社会情勢の動向を注視し、検査員の知識の習得、調査研究の推進、検査技術の向上を図り、厳正なと畜検査及び食鳥検査並びに施設側への衛生監視を実施し、関係機関と連携を図りながらより一層の食肉衛生行政の推進に取り組んで参ります。

ここに、令和７年度の事業概要をとりまとめましたので、業務の参考としてご高覧いただければ幸いです。

令和８年 10 月

沖縄県中央食肉衛生検査所
所長　　大城　哲也

沖縄県北部食肉衛生検査所
所長　　新 垣　 衡

凡　例

・「とく」は生後１年未満の牛、「こま」は生後１年未満の馬を表す
・表の空白部分は「0(ゼロ)」を表す

目　　次

第１章　食肉衛生検査所
１　沿革……3
２　食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地……5
３　組織及び機構……6
４　職員構成……6
５　沖縄県行政組織規則(抜粋)……7
６　沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(抜粋)……8
７　事務分掌……10
８　歳入・歳出……12
９　食肉衛生検査所庁舎の平面図……13
１０　主な検査機械器具(備品)……15

第２章　検査業務
Ⅰ　と畜検査業務
１　概要……19
２　検査統計
（１）と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因……20
（２）月別と畜検査頭数……22
（３）月別とさつ禁止頭数……22
（４）月別全部廃棄頭数……23
（５）畜種別の一部廃棄数……24
（６）病畜の疾病内訳頭数……26
（７）と畜検査頭数の推移……27
（８）とさつ禁止頭数の推移……27
（９）全部廃棄頭数の推移……28
(10) 開場日数及び検査延べ人数……29
(11) 衛生講習会……29
(12) 衛生監視……29
(13) と畜検査データの還元……30
Ⅱ　食鳥検査業務
１　概要……31
２　検査統計
（１）食鳥検査羽数 及び 食鳥のとさつ内臓摘出禁止又は廃棄したものの原因……32
（２）月別食鳥検査羽数及び廃棄羽数……32
（３）食鳥検査羽数の推移……33
（４）開場日数及び検査延べ人数……33
（５）衛生講習会……33
（６）衛生監視……33

（７）認定小規模食鳥処理場……34
Ⅲ　精密検査業務
１　概要
（１）保留獣畜の精密検査件数及び検査結果……35
（２）伝達性海綿状脳症(TSE)の検査件数……36
２　微生物検査
（１）保留獣畜の精密検査件数……37
（２）検査施設における信頼性確保……37
３　病理・寄生虫検査
（１）保留獣畜の精密検査件数……38
（２）病理組織学的検査件数……38
４　理化学検査
（１）残留有害物質モニタリング検査(厚生労働省通知モニタリング検査)……41
（２）残留抗菌性物質モニタリング検査……42
（３）保留獣畜の精密検査件数……42
（４）GLP……43

第３章　研修・調査研究
１　研修及び講習会……47
２　調査研究……51

第４章　その他
１　と畜場及び食鳥処理場一覧
（１）と畜場……59
（２）食鳥処理場……59
（３）認定小規模食鳥処理場……60
２　使用料、解体料及び手数料一覧
（１）と畜場の使用料及びとさつ解体料……60
（２）と畜関係手数料……61
（３）食鳥関係手数料……61
（４）検査手数料の推移……61
３　沖縄県全体のと畜検査統計
（１）と畜場別のと畜検査頭数……62
（２）と畜検査頭数の推移……62
（３）と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因……63

第１章　食肉衛生検査所

1　沿革

昭和 44 年 07 月	と畜場法に基づく食肉衛生行政を琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管
昭和 47 年 07 月	32 ヵ所のと畜場設置者に対しと畜場の構造･設備の改善を勧告
昭和 48 年 05 月	32 ヵ所のと畜場を 12 ヵ所に整理統合
昭和 49 年 04 月	沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を那覇市曙に設置し、各保健所(名護･宮古･八重山を除く)で所管していたと畜検査業務を集中統合
昭和 49 年 06 月	沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所北部支所を設置
昭和 54 年 03 月	沖縄県食肉衛生検査所を大里村大里 2015 番地に移転
昭和 55 年 04 月	(株)沖縄県南部食肉センターが(株)沖縄県食肉センターへ統合
昭和 57 年 03 月	沖縄県食肉衛生検査所北部支所を名護市字世冨慶 923 番地に移転
昭和 60 年 04 月	(株)那覇ミートが(株)沖縄県食肉センターへ統合 沖縄県食肉衛生検査所が 2 課制から 4 課制(検査 1～4 課)となる
昭和 63 年 09 月 30 日	北部食肉センター(株)が廃業し、沖縄県協同食肉(株)として発足
平成 02 年 12 月 04 日	国道 329 号線道路改修のため沖縄県食肉衛生検査所北部支所を名護市名護 1453 番地に移転
平成 04 年 04 月 01 日	食鳥検査が開始され、沖縄食鶏加工(株)、(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センター、中央食品加工(株)、沖縄畜産(株)の 4 食鳥処理場が検査対象施設となる
平成 05 年 07 月 01 日	(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが処理羽数の減少のため認定小規模食鳥処理場となる
平成 05 年 10 月 27 日	沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部合同庁舎へ移転
平成 06 年 04 月 01 日	沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を沖縄県中央食肉衛生検査所として、沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部食肉衛生検査所として設置、沖縄県北部食肉衛生検査所が 2 課制(検査第 1～2 課)となる
平成 07 年 09 月 29 日	沖縄県協同食肉(株)が廃業し、(株)沖縄県食肉センター名護分工場として発足
平成 09 年 04 月 14 日	沖縄畜産工業(株)がと畜場を廃止し､同月 15 日に中部食肉センター(株)へ統合
平成 09 年 05 月 17 日	沖縄畜産(株)が食鳥処理場を廃止
平成 10 年 04 月 01 日	(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが食鳥検査対象の食鳥処理場となる
平成 12 年 03 月 31 日	(株)沖縄県食肉センター名護分工場が大動物処理施設を廃止
平成 13 年 02 月 28 日	(株)沖縄県食肉センター名護分工場が小動物処理施設を廃止
平成 13 年 03 月 27 日	(株)真玉橋食肉センターが廃業 沖縄県中央食肉衛生検査所が 4 課制から 3 課制となる
平成 13 年 10 月 18 日	牛海綿状脳症(BSE)全頭検査開始
平成 14 年 04 月 30 日	(株)沖縄県食肉センターが山羊処理施設を廃止
平成 15 年 02 月 12 日	(株)沖縄県食肉センターに新しい牛のとさつ解体処理施設が完成
平成 15 年 04 月 01 日	名護市食肉センターが操業開始

沖縄県中央食肉衛生検査所の検査第3課が精密検査課となる

平成15年04月30日　中部食肉センター(株)がと畜場を廃止

平成17年10月01日　山羊の伝達性海綿状脳症(TSE)全頭検査開始

平成18年04月01日　沖縄県行政組織規則により課制を班制とし、沖縄県中央食肉衛生検査所は3班、沖縄県北部食肉衛生検査所は班なしとする

平成23年05月26日　(株)沖縄県食肉センターに新しい豚･山羊･めん羊のとさつ解体処理施設が完成

平成25年07月01日　牛海綿状脳症(BSE)検査対象牛が48ヶ月齢超になる

平成26年09月12日　沖縄県中央食肉衛生検査所を新築

平成28年06月01日　健康山羊の伝達性海綿状脳症(TSE)検査の廃止

平成29年04月01日　健康牛の牛海綿状脳症(BSE)検査の廃止

令和元年07月12日　沖縄食鶏加工(株)と(有)中央食品加工が食鳥処理部門の協業体として沖縄県食鳥処理協業組合を発足させて名護市食鳥処理施設を新築し、同月16日から操業開始

令和元年07月20日　(有)中央食品加工が食鳥処理場(名護市許田)を廃止

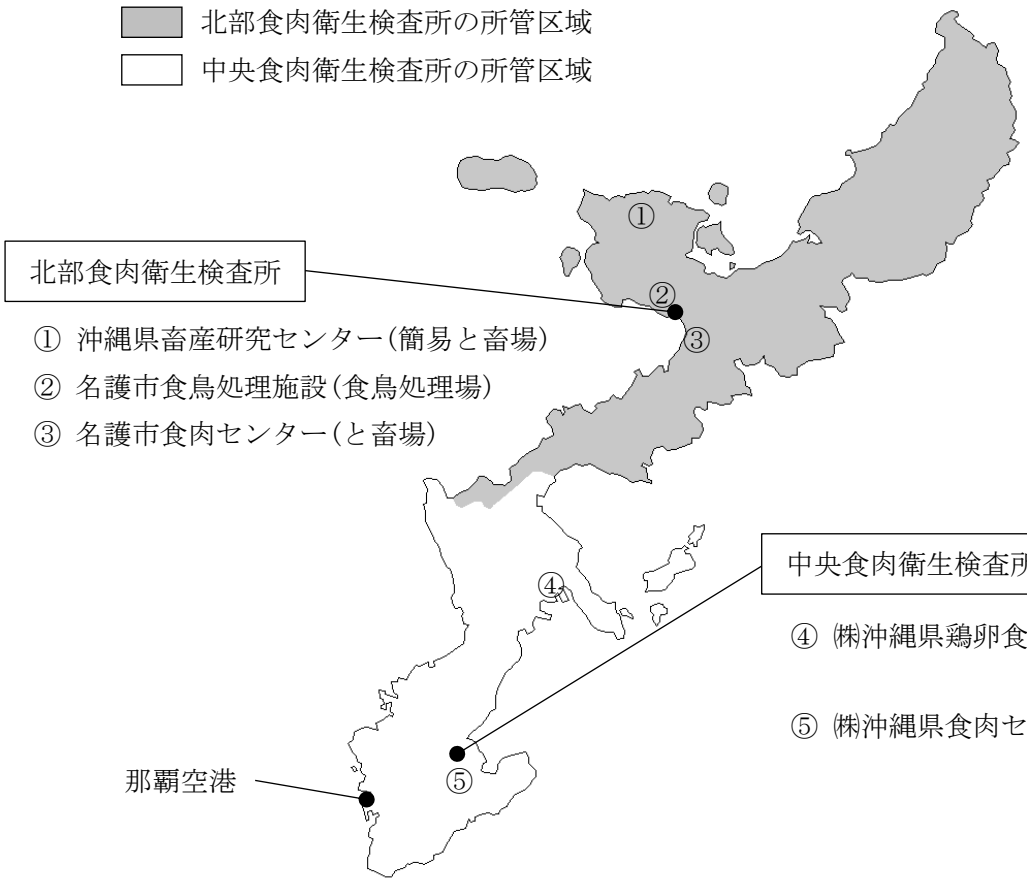
令和元年08月01日　沖縄食鶏加工(株)が食鳥処理場(豊見城市長堂)を廃止

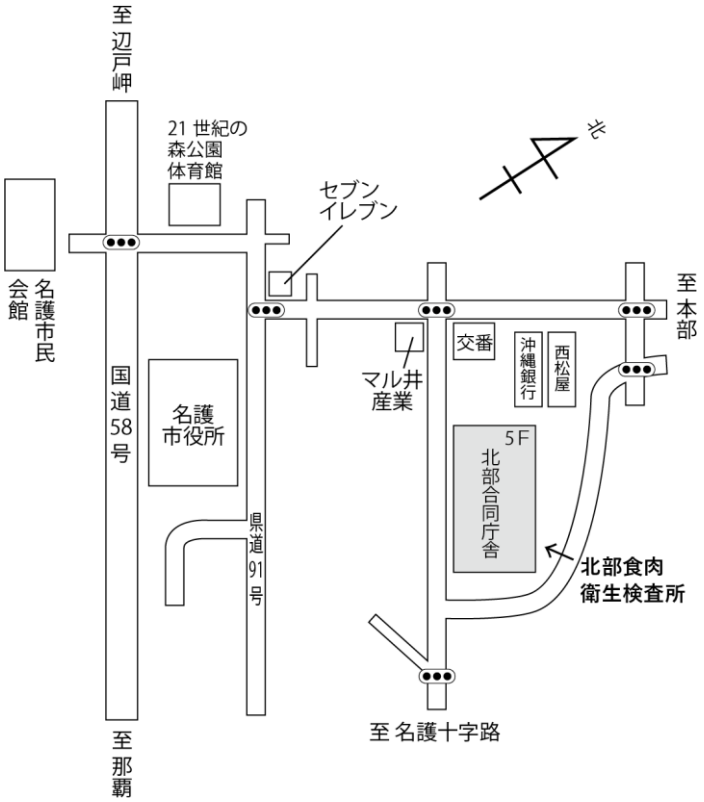
令和02年04月01日　食肉及び食鳥肉の輸出に係る衛生証明書の発行業務を開始

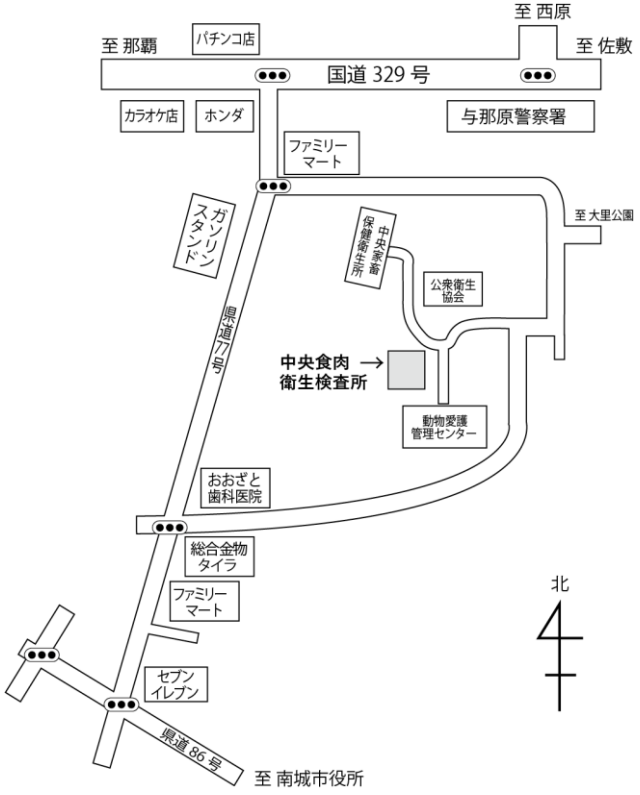
令和03年06月01日　と畜場及び食鳥処理場のHACCPに基づく衛生管理が開始される

と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証開始

2　食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地

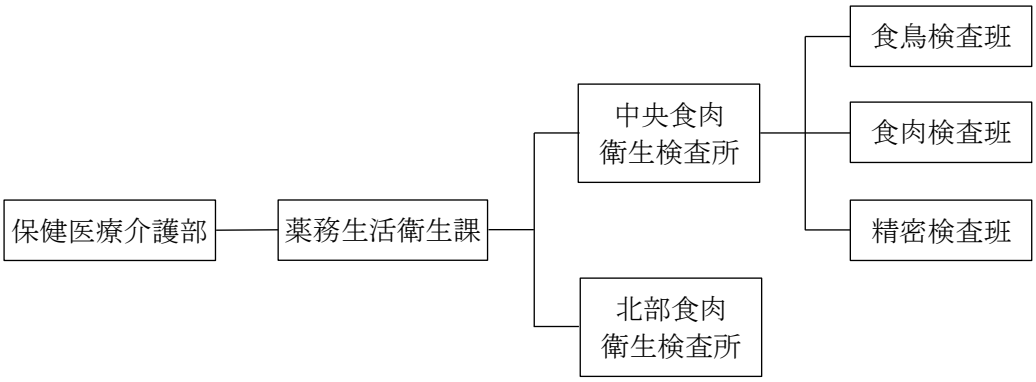






3　組織及び機構

令和７年度



4　職員構成(令和７年４月１日時点)

	中央食肉衛生検査所					北部食肉衛生検査所
	所　長	食　鳥 検査班	食　肉 検査班	精　密 検査班	合　計	(班なし)
所　　長(技術)	1				1	1
副 所 長(技術)						1
班　　長(技術)		1	1	1	3	
主　　幹(技術)			1		1	1
主　　査(事務)		2			2	
主任技師(技術)		2	10(3)	3(1)	15(4)	9
主　　任(技術)			4(2)	2	6(2)	1(1)
主　　任(事務)						1
技　　師(技術)			1	1	2	2
合　　計	1	5	17(5)	7(1)	30(6)	16(1)
嘱　託　職　員			8		8	7

()内は休職中職員数(内数)

5　沖縄県行政組織規則(抜粋)(令和7年4月1日時点)

第3章　出先機関

第5節の3　保健医療介護部関係出先機関

第5款　食肉衛生検査所

(設置、名称、位置及び所管区域)

第162条　食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2　食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名　　称	位　置	所　　管　　区　　域
沖縄県 中央食肉衛生検査所	南城市	宜野湾市　浦添市　糸満市　沖縄市　豊見城市 うるま市　南城市　中頭郡　島尻郡（伊平屋村、 伊是名村及び久米島町を除く。）
沖縄県 北部食肉衛生検査所	名護市	名護市　国頭郡　島尻郡伊平屋村及び伊是名村

(内部組織)

第163条　中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名　　称	内　　部　　組　　織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班　食肉検査班　精密検査班

(所掌事務)

第164条　食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　獣畜のとさつ及び解体に関する検査並びに食鳥の検査に関すること。

(2)　獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。

(3)　と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。

(4)　関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(5)　庶務に関すること。

6　沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(抜粋)(令和7年4月1日時点)

(委任)

第3条　知事は、別表第1及び別表第2の所長等の欄に掲げる所長等に委任事項の欄に掲げる事務を委任する。

別表第2

食肉衛生検査所長　委任事項

1　と畜場法（昭和28年法律第114号）第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。

2　と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。

3　と畜場法第14条第1項から第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。

4　と畜場法第14条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、獣畜の皮等の持ち出しを許可すること。

5　と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。

6　と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。

7　と畜場法第18条第2項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。

8　と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第4条第2号の規定に基づき、とさつを許可すること。

9　食鳥処理法第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

10　食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。

11　食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。

12　食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。

13　食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。

14　食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。

15　食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。

16　食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。

17　食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。

18　食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。

19　食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。

20　食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を

徴収すること。

21　食鳥処理法第 38 条第 1 項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等を検査し、関係者に質問し、食鳥とたい等の一部を収去すること。

22　食品衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。

23　食品衛生法第 30 条第 2 項の規定に基づき、営業の施設等について監視指導を行わせること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。

24　食品衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄を命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。

25　食品衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の食品衛生上の危害を防止するための必要な処置（廃棄を除く。）をとることを命ずること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。

26　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 15 条第 2 項の規定に基づき、食品に係る輸出証明書（と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、又は加工された食鳥肉に係る衛生証明書に限る。）を発行すること。

27　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 38 条第 2 項の規定に基づき、と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、又は加工された食鳥肉に係る衛生証明書の発行を受けた者等に対し、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること。

7　事務分掌(令和７年４月１日時点)

(1) 中央食肉衛生検査所

食鳥検査班

1　庶務、会計及び職員の福利に関すること。
2　庁舎管理及び財産(物品)に関すること。
3　と畜検査及び食鳥検査業務の企画調整に関すること。
4　獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
5　と畜検査及び食鳥検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
6　食鳥処理場並びにその付属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
7　食鳥処理場の変更届等の事務に関すること。
8　関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
9　と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
10　その他、他班に属さない事務に関すること。

食肉検査班

1　獣畜のとさつ又は解体に関する検査に関すること。
2　と畜場並びにその付属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
3　人獣共通伝染病の調査に関すること。
4　食肉衛生に関すること。
5　衛生指導教育に関すること。
6　伝達性海綿状脳症(TSE(牛海綿状脳症 BSE))の検査に関すること。
7　と畜場の変更届等事務に関すること。
8　関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
9　その他、班の業務に関すること。

精密検査班

1　獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関すること。
2　獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関すること。
3　と畜検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
4　試験検査の精度管理に関すること。
5　衛生指導教育に関すること。
6　食肉衛生に関すること。
7　獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
8　伝達性海綿状脳症(TSE(牛海綿状脳症 BSE))の検査に関すること。
9　関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
10　その他、班の業務に関すること。

(2) 北部食肉衛生検査所

食鳥検査

1　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条に基づく食鳥の検査。
2　疾病名確定のための微生物検査。
3　疾病名確定のための理化学検査。
4　疾病名確定のための病理学検査。
5　認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導。
6　食鳥処理場の衛生管理指導及び従業員への衛生教育。
7　食品衛生法第 28 条に基づく食鳥肉の収去検査。
8　食鳥処理場の変更届等の審査等に関すること。
9　食鳥検査にかかる事務処理(処分命令書の交付、病歴等のデータベース策定等)。

と畜検査

1　と畜場法第 14 条に基づき、と畜場で実施する獣畜のとさつ及び解体時の検査。
2　疾病名確定のための微生物検査。
3　疾病名確定のための理化学検査。
4　疾病名確定のための病理学検査。
5　伝達性海綿状脳症(TSE)検査に関すること。
6　食品衛生法第 28 条に基づく食肉の収去検査。
7　と畜場の施設管理指導及び従業員への衛生教育。
8　と畜場の変更届等の審査に関すること。
9　関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
10　と畜検査にかかる事務処理(措置命令書の交付、病歴等のデータベース策定等)。

精密検査

1　上記食鳥検査及びと畜検査の 2、3、4 の検査に係る補助業務(培地作成、測定機器の整備等)。
2　と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
3　検査に関連する疾病の調査研究に関すること。
4　危機管理(高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等)対応に関すること。
5　関係機関(農林水産部局、国等)との連絡調整に関すること。

8　歳入・歳出

(1) 歳入　　(円)

費　目	機関	前年度決算額	決算額	内　訳 (頭 又は 羽)				
				牛	とく・こま	馬	豚	山羊・めん羊
と畜検査手数料	中央	58,586,100	57,508,800	2,252	3	13	186,515	972
	北部	30,948,000	31,396,800	3			104,272	567
	計	89,534,100	88,905,600					
				平日(3円/羽)			時間外・休日(4円/羽)	
食鳥検査手数料	中央	1,518,068	1,578,815	388,929			103,007	
	北部	12,588,785	13,320,195	2,909,929			1,147,602	
	計	14,106,853	14,899,010					
証明書発行手数料	中央	8,800	4,800	400円×12件				
	北部		400	400円×1件				
合　計		103,649,753	103,809,810					

(2) 歳出　　(円)

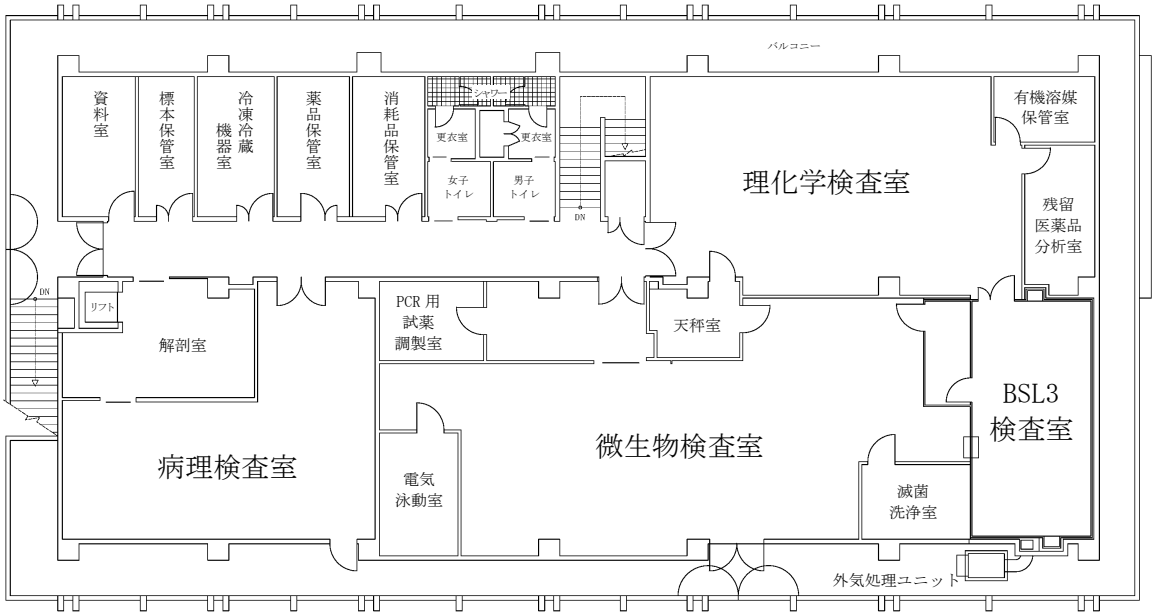
費　目 (食品衛生指導費※)	中央食肉衛生検査所		北部食肉衛生検査所	
	令達予算額	決算額	令達予算額	決算額
報　酬	19,207,000	19,205,998	18,456,000	18,437,922
共　済　費	5,884,000	4,500,862	3,728,000	2,267,972
旅　費	4,526,000	4,056,993	3,920,000	2,829,790
需　用　費	16,047,000	15,996,960	4,345,000	4,335,443
役　務　費	6,286,000	6,005,220	3,289,000	3,218,984
委　託　料	5,719,000	5,614,405	305,000	261,822
使用料及び賃借料	5,798,740	5,403,554	2,866,000	2,835,124
備品購入費	4,321,070	4,320,250	817,000	798,930
負担金、補助及び交付金	231,000	230,580	83,000	82,000
公　課　費	35,000	34,200	38,000	0
合　計	68,054,810	65,369,022	37,847,000	35,067,987

※給料、職員手当等及び正職員の共済費は除く

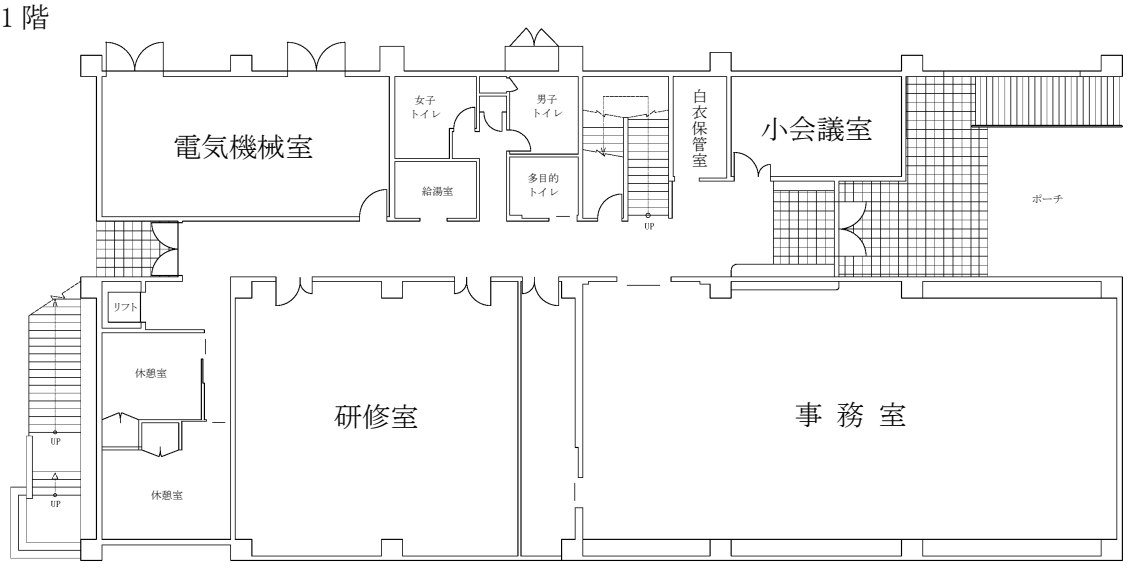
9　食肉衛生検査所庁舎の平面図

(1) 中央食肉衛生検査所

2階

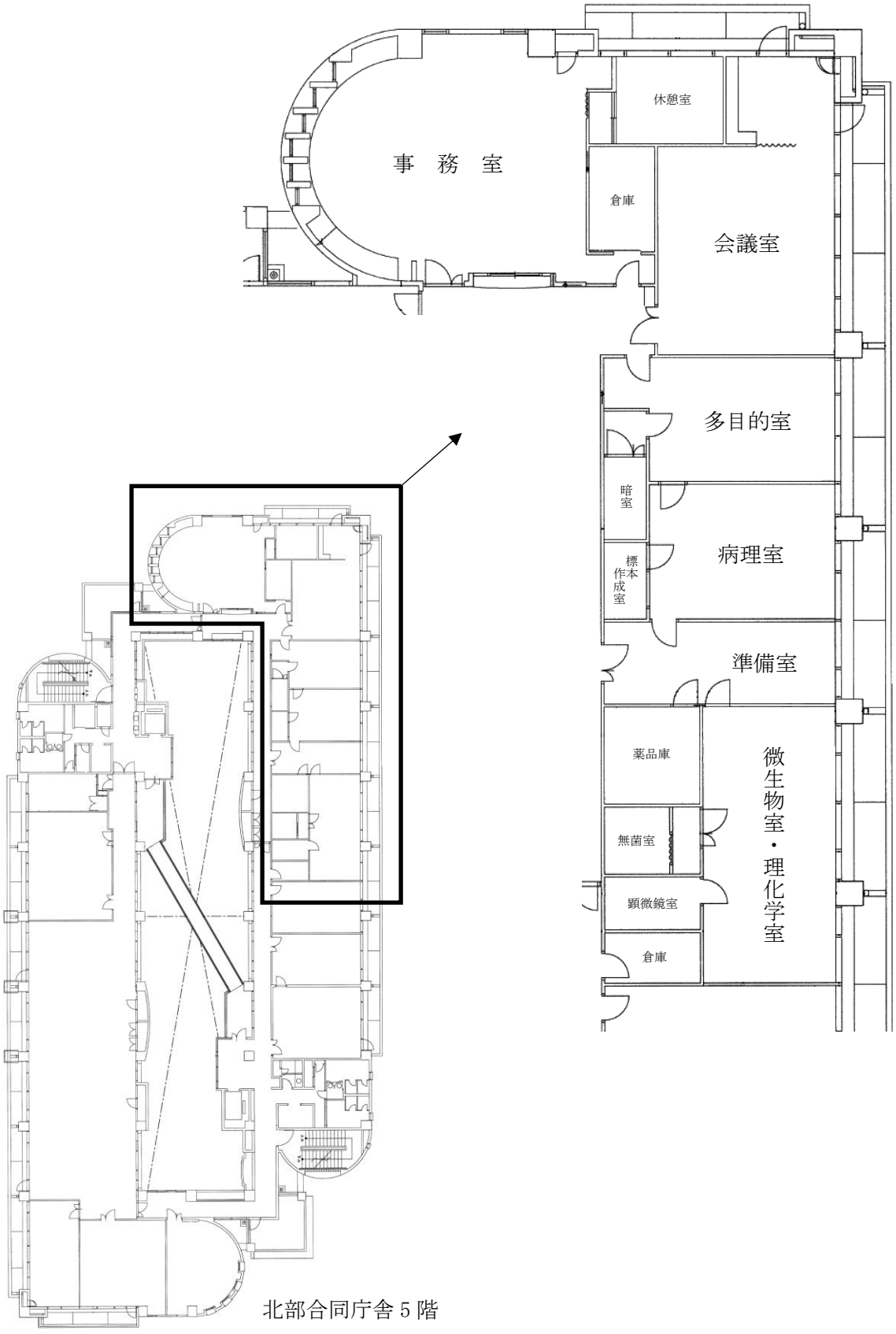


1階



構　　造	鉄筋コンクリート造・2階建
総 工 費	449,526,660円
敷地面積	2,463 m^2
延床面積	1,018 m^2
1階	479 m^2
2階	539 m^2

(2) 北部食肉衛生検査所



北部合同庁舎 5 階

１０　主な検査機械器具(備品)

(1) 中央食肉衛生検査所

微生物関係・TSE 関係

No.	品　　名	数量
1	遠心分離機	7
2	光学顕微鏡	4
3	ディスカッション顕微鏡	1
4	生体顕微鏡デジタルカメラシステム	2
5	電気冷蔵庫	6
6	フリーザー	2
7	ディープフリーザー	2
8	製氷機	1
9	純水製造装置	1
10	サーマルサイクラー	2
11	リアルタイム PCR 装置	1
12	ゲル撮影装置	1
13	電気泳動ゲル脱色ローテーター	1
14	インキュベーター	8
15	電気低温乾燥機	1

No.	品　　名	数量
16	高圧蒸気滅菌器	5
17	電子天秤	1
18	ストマッカー	3
19	クリーンベンチ	1
20	バイオハザード対策用セーフティキャビネット	2
21	菌液調整用濁度計	1
22	振とう恒温槽	1
23	ヒートブロック	4
24	マイクロプレートリーダー	1
25	マイクロプレートウォッシャー	1
26	多検体細胞破砕機マルチビーズショッカー	1
27	ビーズ式破砕装置	1
28	低湿保管庫	1

病理関係

No.	品　　名	数量
1	生物顕微鏡（蛍光装置セット）	1
2	光学（ディスカッション）顕微鏡装置	1
3	ティーチングヘッド	1
4	顕微鏡デジタルカメラ（パソコン含）	1
5	生物顕微鏡用対物レンズ	1
6	SL 写真撮影装置	1
7	密閉式自動固定包埋装置	1
8	パラフィン包埋ブロック作成装置	1
9	臓器用写真撮影装置(一眼レフ)	1
10	パラフィン溶融器	1

No.	品　　名	数量
11	パラフィン伸展器（テーブル＆温浴式）	2
12	ロータリーミクロトーム	2
13	組織固定用振とう器	1
14	ドラフトチャンバー	1
15	ラミナーテーブル	1
16	薬用保冷庫	1
17	ステンレスエレクターシェルフ	1
18	電子天秤	1
		1

理化学関係

No.	品　　名	数量
1	乾熱滅菌器	1
2	ホモジナイザー	3
3	ウォーターバス	3
4	電子天秤	2
5	生化学検査機器　スポットケム	1
6	高速液体クロマトグラフ	1
7	恒温振とう培養器	1
8	血球分類計算機	2
9	インキュベーター	5
10	フリーザー	2
11	超音波洗浄機	2
12	超音波ピペット洗浄機	1
13	バーチカルシェーカー	1
14	ロータリーエバポレーター	3

No.	品　　名	数量
15	マイクロチューブポンプ	1
16	冷却水循環装置	3
17	ヴァックエルート V システム	1
18	ドラフトチャンバー	1
19	遠心分離機	1
20	ヘマトクリット遠心機	1
21	pH メーター	1
22	デシケーター	1
23	電気冷蔵庫	2
24	ディープフリーザー	2
25	ダイヤフラム真空ポンプ	3

(2) 北部食肉衛生検査所

微生物関係

No.	品　　名	数量
1	顕微鏡	1
2	実体顕微鏡	1
3	恒温培養器	5
4	恒温槽	2
5	遠心分離機	6
6	クリーンベンチ	1
7	ゲル撮影装置	1
8	菌液調整用濁度計	2
9	サーマルサイクラー	1

No.	品　　名	数量
10	計量器	1
11	冷凍・冷蔵庫	3
12	高圧蒸気滅菌器	2
13	デシケーター	1
14	計量器	1
15	冷凍・冷蔵庫	3
16	ストマッカー	3
17	デシケーター	1
18	かくはん機	2

病理関係

No.	品　　名	数量
1	顕微鏡	1
2	蛍光顕微鏡	2
3	顕微鏡写真撮影装置	2
4	マルチディスカッション顕微鏡	1
5	完全密閉式包埋装置	1
6	パラフィン溶融器	1
7	パラフィン包埋ブロック作成装置	1
8	パラフィン伸展器	1
9	ミクロトーム	1

No.	品　　名	数量
10	かくはん機	2
11	卓上型ヒュームフード	1
12	ラミナーテーブル	1
13	臓器写真撮影装置	2
14	冷凍・冷蔵庫	1
15	一眼レフカメラ及び DX フォーマット用レンズ	2
16	振とう器	1

理化学関係

No.	品　　名	数量
1	血液化学自動分析機	1
2	遠心分離機	1
3	全自動血球計数器	1
4	恒温培養器	1
5	かくはん機	1
6	ホモジナイザー	1

No.	品　　名	数量
7	冷蔵・冷凍庫	3
8	フリーザー	1
9	超音波洗浄器	1
10	測定用記録装置	1
11	水銀ゼロ棒状標準温度計	4

共用

No.	品　　名	数量
1	コンパクトデジタルカメラ	5
2	製氷機	1
3	純水製造装置	1

No.	品　　名	数量
4	破氷器	1
5	フリーザー	1
6	デシケーター	2

第２章　検査業務

Ⅰ　と畜検査業務

1　概要

(1) と畜検査頭数

令和７年度の中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所における全検査等数は 294,617 頭(前年度比 0.7%減)であり、内訳は牛 2,278 頭(2.0%増)、馬 13 頭(増減なし)、豚 290,787 頭(0.7%減)、めん羊 0 頭(前年度 0 頭)、山羊 1,539 頭(11.1%減)であった。

病畜は 662 頭(全検査頭数の 0.2%)であり、内訳は牛 152 頭、馬 0 頭、豚 480 頭、めん羊 0 頭、山羊 30 頭であった。

(2) と畜検査結果に基づく措置

① とさつ禁止

とさつ禁止頭数は 11 頭(前年度 11 頭)であり、内訳は牛 2 頭、馬 0 頭、豚 7 頭、めん羊 0 頭、山羊 2 頭であった。

② 全部廃棄

全部廃棄頭数は 199 頭(前年度 134 頭)であり、内訳は牛 37 頭、馬 0 頭、豚 159 頭、めん羊 0 頭、山羊 3 頭であった。

③ 一部廃棄

一部廃棄実頭数は 233,487 頭であり、内訳は牛 1,737 頭、馬 9 頭、豚 230,936 頭、めん羊 0 頭、山羊 805 頭であった。

(3) と畜場の衛生指導・衛生教育

と畜場の HACCP による衛生管理について外部検証機関として記録検査(月 1 回)、現場検査(毎日)及び微生物検査(年 12 回)を行い、加えて沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき施設の構造設備基準の監視(月 1 回)を行った。

また、沖縄県食品(食肉)衛生月間実施要領に基づき 8 月を食肉衛生月間と位置づけ、食肉運搬車両の衛生指導、と畜業者等への衛生講習会及びと畜場附属の食肉処理業施設の監視指導を行った。

(4) と畜検査データの還元

疾病発生予防のため、申請があった生産者等にと畜検査結果を提供した。

2　検査統計

(1) と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因

中央食肉衛生検査所

	と畜検査頭数［生体検査後死亡］（とさつ頭数）	処分内容	処分実頭数	細菌病					原虫病		寄生虫病		その他の疾病									合計
				豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	ヨーネ病	豚赤痢	トキソプラズマ症	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他	
合計	189,775［52］(189,717)	禁止	6	2											1						3	6
		全部廃棄	163	6	23				9				41	43	1			6			34	163
		一部廃棄	137,956			2					31	183					243	16	133,466	7,246	9,956	151,143
牛	2,272［2］(2,268)	禁止	2												1						1	2
		全部廃棄	37										1	1	1			1			33	37
		一部廃棄	1,733			2					31	71					31	3	1,445	276	641	2,500
とく	3［0］(3)	禁止																				
		全部廃棄																				
		一部廃棄	2																2			2
馬	13［0］(13)	禁止																				
		全部廃棄																				
		一部廃棄	9																9			9
豚	186,515［50］*(186,461)	禁止	4	2																	2	4
		全部廃棄	125	6	23				9				39	42				5			1	125
		一部廃棄	135,759									34					209	13	131,645	6,966	9,231	148,098
めん羊	0［0］(0)	禁止																				
		全部廃棄																				
		一部廃棄																				
山羊	972［0］(972)	禁止																				
		全部廃棄	1										1									1
		一部廃棄	453									78					3		365	4	84	534

＊機械故障によるとさつ後自主廃棄 42 頭を含む

北部食肉衛生検査所

馬の取り扱いなし

	と畜検査頭数［生体検査後死亡］（とさつ頭数）	処分内容	処分実頭数	細菌病					原虫病		寄生虫病		その他の疾病									合計
				豚丹毒	サルモネラ症	破傷風	ヨーネ病	豚赤痢	トキソプラズマ症	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他	
合計	104,842 [5] (104,832)	禁止	5			1															4	5
		全部廃棄	36	4	1				2	2			9	11			2	2		2	1	36
		一部廃棄	95,531								1	91					20	11	93,689	4,227	6,182	104,221
牛	3 [0] (3)	禁止																				
		全部廃棄																				
		一部廃棄	2									1							2		1	4
とく	0 [0] (0)	禁止																				
		全部廃棄																				
		一部廃棄																				
豚	104,272 [4] (104,265)	禁止	3																		3	3
		全部廃棄	34	4	1				2	2			8	11			1	2		2	1	34
		一部廃棄	95,177														16	11	93,451	4,224	5,974	103,676
めん羊	0 [0] (0)	禁止																				
		全部廃棄																				
		一部廃棄																				
山羊	567 [1] (564)	禁止	2			1															1	2
		全部廃棄	2										1				1					2
		一部廃棄	352								1	90					4		236	3	207	541

(2) 月別と畜検査頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	計	26,816	24,082	22,602	25,432	22,879	22,294	25,077	23,755	27,290	25,001	23,979	25,410	294,617
	牛	194	160	174	204	199	199	221	184	204	185	160	191	2,275
	とく				1		1				1			3
	馬	1		1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	13
	豚	26,467	23,796	22,300	25,077	22,555	21,976	24,723	23,458	26,960	24,719	23,692	25,064	290,787
	めん羊													
	山羊	154	126	127	149	123	116	132	112	125	95	126	154	1,539
中央食肉衛生検査所	計	17,307	15,662	14,572	16,346	14,758	14,357	15,890	15,459	17,700	16,221	15,498	16,005	189,775
	牛[2)]	193	159	173	204	199	199	221	184	204	185	160	191	2,272
	とく				1		1				1			3
	馬	1		1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	13
	豚[2)3)]	17,020	15,431	14,311	16,043	14,473	14,072	15,586	15,206	17,412	15,969	15,254	15,738	186,515
	めん羊													
	山羊	93	72	87	97	84	83	82	68	83	65	83	75	972
北部食肉衛生検査所[1)]	計	9,509	8,420	8,030	9,086	8,121	7,937	9,187	8,296	9,590	8,780	8,481	9,405	104,842
	牛	1	1	1										3
	とく													
	豚[4)]	9,447	8,365	7,989	9,034	8,082	7,904	9,137	8,252	9,548	8,750	8,438	9,326	104,272
	めん羊													
	山羊[4)]	61	54	40	52	39	33	50	44	42	30	43	79	567

1) 北部は馬の取り扱いなし
2) 生体検査後に死亡した牛2頭、豚8頭を含む
3) 機械故障によるとさつ後自主廃棄42頭を含む
4) 生体検査後に死亡した豚4頭、山羊1頭を含む

(3) 月別とさつ禁止頭数

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央食肉衛生検査所	計				2	1						1	1	1	6
	豚丹毒（蕁麻疹型）	豚										1		1	2
	尿毒症	牛			1										1
	熱性諸症	牛				1									1
		豚			1								1		2
北部食肉衛生検査所	計						1	2	1			1			5
	熱性諸症	豚					1	1	1						3
		山羊										1			1
	破傷風	山羊						1							1

(4) 月別全部廃棄頭数

中央食肉衛生検査所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計		13	11	13	14	23	13	14	13	14	6	11	18	163
豚丹毒	豚				3								3	6
（蕁麻疹型）					3								3	6
（関節炎型）														
サルモネラ症	豚	1	4	2	3	6	1	1		1		1	3	23
トキソプラズマ症	豚			1		3	4			1				9
膿毒症	牛									1				1
	豚	2	4	2	2	3	4	6	6	5	2		3	39
	山羊				1									1
敗血症	牛	1												1
	豚	4	2	4	4	6	2	2	1	3	1	5	8	42
尿毒症	牛										1			1
悪性黒色腫	豚					1			1			2		4
悪性腫瘍	牛						1							1
	豚					1								1
白血病	豚				1									1
牛伝染性リンパ腫	牛	5	1	4		3	1	5	5	3	2	3	1	33

北部食肉衛生検査所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計		4	4	3	6	3	1	2	1		2	5	5	36
豚丹毒	豚				1	1						1	1	4
（蕁麻疹型）													1	1
（関節炎型）					1	1						1		3
サルモネラ症	豚			1										1
トキソプラズマ症	豚		1									1		2
膿毒症	豚	3	1			1						2	1	8
	山羊												1	1
敗血症	豚			1	3	1		1	1		2	1	1	11
筋肉変性	豚	1	1											2
水腫（高度）	豚				1									1
	山羊		1											1
白血病	豚				1									1
住肉胞子虫症(全身)	豚							1					1	2
悪性黒色腫	豚			1			1							2

(5) 畜種別の一部廃棄数

中央食肉衛生検査所

		牛	馬	豚	山羊
呼吸器系		**617**	**2**	**82,056**	**136**
肺	MEP 型肺炎			28,997	
	APP 型肺炎			2,424	
	胸膜炎型肺炎	348		25,287	43
	膿瘍型肺炎	17		2,536	3
	その他型肺炎	222	2	22,811	90
	その他	30		1	
循環器系		**51**	**1**	**15,118**	**27**
心	心外膜炎	30		14,536	22
	心内膜炎			9	
	心膿瘍			6	
	心筋炎	3	1		1
脾	脾炎	7		261	
	脾膿瘍			7	1
	脾腫	2		78	
	脾うっ血	1		152	
リンパ	躯幹リンパ節膿瘍	1		42	1
	内臓リンパ節膿瘍	3		15	1
	その他	4		12	1
消化器系		**1,153**	**6**	**112,823**	**160**
胃	胃炎	30		43	6
腸	小腸炎	23		745	6
	大腸炎	173		18,753	8
	豚赤痢様腸炎			3,610	
	腹膜炎	6		7,760	2
	腹腔膿瘍	7		73	1
	腸気泡症			22	
	PIA 症候群			1	
	腸の点状出血	2			66
膵	膵水腫	3		130	1
肝	間質性肝炎	1		30,624	4
	包膜炎型肝炎	124	2	14,231	20
	膿瘍型肝炎	38		46	5
	肝硬変型肝炎			47	
	胆管炎型肝炎	20			
	寄生虫性肝炎	2		7,361	1
	その他の肝炎	335	4	19,659	36
	鋸屑肝	48			
	胆石症	4			
	肝富脈斑	236			
	脂肪肝	10		851	
	肝の変性	17		5,872	2
	混濁肝			2,614	
	肝出血	62		381	2
	その他	12			
その他		**232**		**76**	
抗酸菌症(リンパ節限局型)				75	
脂肪壊死		232		1	

		牛	馬	豚	山羊
泌尿生殖器系		**840**	**1**	**6,527**	**217**
腎	出血型腎炎	20		213	3
	膿瘍型腎炎	4		3	1
	硬化型腎炎			136	
	ターキーエッグ型腎炎			34	
	腎盂腎炎型腎炎	7		13	4
	その他型腎炎	630	1	1,545	195
	腎盂拡張			640	1
	嚢胞腎	152		3,558	2
	腎結石	2			1
	腎梗塞	21		205	9
子宮	子宮蓄膿症			3	
	卵巣嚢腫	1		1	
	その他	3		176	1
運動器		**269**		**8,157**	**41**
耳	耳介異常			3,020	
筋	筋肉膿瘍	20		302	5
	筋出血	55		89	1
	筋肉変性	18		26	
	筋肉水腫	7		4	
	メラノーシス	1		39	
	横隔膜炎	52			10
	横隔膜膿瘍	34			2
	横隔膜水腫	3			1
骨	骨膿瘍	1		50	
	関節炎	6		192	3
	骨折	2		64	2
	脱臼			1	
皮膚	皮下出血	25		1,426	
	皮下膿瘍	8		2,131	13
	皮膚炎			135	2
	その他	37		678	2
寄生虫病・原虫病		**102**		**34**	**78**
	肝蛭症	31			
	膵蛭症	71			73
	毛包虫症				5
	その他			34	
腫瘍		**3**		**13**	
	黒色腫			6	
	その他	3		7	
汚染		**12**		**8**	**6**
	内臓汚染	12		8	6

	牛	馬	豚	山羊
合計	**3,279**	**10**	**224,812**	**665**
(実頭数)	1,735	9	135,759	453

北部食肉衛生検査所

		牛	豚	山羊
呼吸器系			**51,291**	**69**
肺	MEP 型肺炎		18,137	
	APP 型肺炎		218	
	胸膜炎型肺炎		13,119	15
	膿瘍型肺炎		726	4
	その他型肺炎		19,091	46
	その他			4
循環器系			**11,354**	**29**
心	心外膜炎		11,274	22
	心内膜炎		3	
	心膿瘍		7	
	心筋炎			2
	心筋の変性			1
脾	脾炎		27	
	脾膿瘍		2	2
	脾腫		12	
	脾うっ血		12	
リンパ	躯幹リンパ節膿瘍		3	1
	内臓リンパ節膿瘍		14	1
消化器系		**4**	**128,722**	**284**
胃	胃炎		2	27
腸	小腸炎	1	1,460	13
	大腸炎	2	44,239	9
	豚赤痢様腸炎		347	
	腹膜炎		8,455	5
	腹腔膿瘍		28	
	腸気泡症		8	
	PIA 症候群		2	
	腸の点状出血			187
膵	膵水腫		5	
肝	間質性肝炎		29,309	1
	包膜炎型肝炎		11,861	10
	膿瘍型肝炎		40	4
	肝硬変型肝炎		97	1
	寄生虫性肝炎		4,923	
	その他の肝炎		23,407	23
	肝富脈斑	1		
	脂肪肝		817	
	肝の変性		3,357	1
	混濁肝		349	
	肝出血		16	2
舌	舌の炎症			1
その他			**29**	
抗酸菌症(リンパ節限局型)			29	

		牛	豚	山羊
泌尿生殖器系			**16,311**	**150**
腎	出血型腎炎		57	
	膿瘍型腎炎		11	
	硬化型腎炎		118	
	ターキーエッグ型腎炎		9	
	腎盂腎炎型腎炎		23	
	その他型腎炎		10,601	130
	腎盂拡張		283	
	嚢胞腎		4,865	
	腎梗塞		303	8
乳房	乳房炎			5
	その他		41	7
運動器			**3,708**	**47**
耳	耳介異常		1,804	
筋	筋肉膿瘍		415	8
	筋出血		38	5
	筋肉変性		12	
	筋肉水腫		11	3
	メラノージス		1	
	横隔膜炎			4
骨	骨膿瘍		52	4
	関節炎		82	5
	骨折		14	1
皮膚	皮下出血		74	2
	皮下膿瘍		1,003	11
	皮膚炎		1	
	その他		201	4
寄生虫病・原虫病		**1**		**91**
	肝蛭症			1
	膵蛭症	1		82
	毛包虫症			8
腫瘍			**11**	
	黒色腫		8	
	その他		3	
汚染			**16**	
	内臓汚染		16	

	牛	豚	山羊
合計	**5**	**211,442**	**670**
(実頭数)	2	95,177	352

(6) 病畜の疾病内訳頭数

中央食肉衛生検査所

		牛			豚	山羊	計
		和牛	乳牛	その他			
合	計	63	83	6	186	4	342
呼吸器系	肺炎	1	1				2
消化器系	胃炎・腸炎	2					2
	第四胃変位		2				2
	胃食滞	1					1
	胃アトニー	2					2
	肝炎	1					1
泌尿器系	尿道結石	1					1
	尿閉	1					1
生殖器系	子宮脱	1					1
神経系	腰痿	1					1
	神経麻痺	1	19	1			21
運動器系	関節周囲炎		1	1			2
	関節炎	5	10	1			16
	脱臼	5	2				7
	亜脱臼			1			1
	起立不能		1				1
	産後起立不能	2				1	3
	筋炎	2	8				10
	筋断裂	20	28	2		1	51
	筋損傷	3	1				4
	蹄病		1				1
	骨折	2	1			2	5
その他	熱中症	1					1
	脂肪壊死	7	1				8
	その他	4	7		186		197

北部食肉衛生検査所

		豚	山羊	計
合	計	294	26	320
生殖器系	膣脱	1		1
	乳房炎		1	1
運動器系	関節炎	14	1	15
	起立困難	16		16
	起立不能	89	21	110
	産後起立不能		1	1
	跛行	34		34
	骨折	3		3
その他	膿瘍	122		122
	腫瘍	1		1
	尾咬傷	4		4
	直腸脱	1		1
	その他	9	2	11

(7) と畜検査頭数の推移

		H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
合計	計	317,637	331,751	339,873	322,039	316,166	315,388	314,929	299,705	296,819	294,617
	牛	1,958	2,103	2,184	2,210	2,004	2,009	2,092	2,169	2,226	2,275
	とく	1	1			2	1	1	2	7	3
	馬	25	21	21	23	22	26	19	10	13	13
	豚	314,243	328,008	335,674	317,399	312,016	311,154	310,042	295,259	292,842	290,787
	めん羊		2		1		2				
	山羊	1,410	1,616	1,994	2,406	2,122	2,196	2,775	2,265	1,731	1,539
中央食肉衛生検査所	計	201,480	210,242	220,352	209,430	205,071	207,278	205,905	198,059	193,484	189,775
	牛	1,921	2,059	2,138	2,153	1,967	1,979	2,052	2,125	2,192	2,272
	とく	1	1			1	1	1	2	7	3
	馬	25	21	21	23	22	26	19	10	13	13
	豚	198,710	207,281	216,990	205,798	201,782	203,901	202,207	194,541	190,168	186,515
	めん羊		2								
	山羊	823	878	1,203	1,456	1,299	1,371	1,626	1,381	1,104	972
北部食肉衛生検査所	計	116,157	121,509	119,521	112,609	111,095	108,110	109,024	101,646	103,335	104,842
	牛	37	44	46	57	37	30	40	44	34	3
	とく					1					
	豚	115,533	120,727	118,684	111,601	110,234	107,253	107,835	100,718	102,674	104,272
	めん羊				1		2				
	山羊	587	738	791	950	823	825	1,149	884	627	567

(8) とさつ禁止頭数の推移

中央食肉衛生検査所と北部食肉衛生検査所の合計値

		H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
合計	牛	2	2	2		1		1		7	2
	馬	1									
	豚	11	33	26	12	3	4	5	5	4	7
	山羊		3	1		1					2
豚丹毒	豚	6	27	23	9	1	2	2	5	4	2
破傷風	山羊										1
膿毒症	豚		1		1	1					
尿毒症	牛			1		1				4	1
	山羊		1	1							
黄疸（高度）	牛	2	2	1				1		2	
	馬	1									
熱性諸症	牛									1	1
	豚	5	5	3	2	1	2	3			5
	山羊		2			1					1

(9) 全部廃棄頭数の推移

中央食肉衛生検査所と北部食肉衛生検査所の合計値

		H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
合計	牛	13	15	10	20	17	21	23	16	14	37
	豚	251	402	334	443	186	109	196	206	118	159
	山羊	2	2	1	3	1	3	6	3	2	3
豚丹毒	豚	25	192	169	224	17	6	20	10	18	10
サルモネラ症	豚	72	52	55	53	34	18	39	30	7	24
ヨーネ病	牛					1					
豚赤痢	豚					1	1				
トキソプラズマ症	豚	48	57	15	50	29	19	53	40	10	11
住肉胞子虫症	豚	7	7	3	4	4	2	2	1		2
膿毒症	牛			1	4		1	1	2		1
	豚	2	8	20	23	22	25	41	58	34	47
	山羊	1	2		1		1	4	1	1	2
敗血症(抗酸菌症を含む)	牛	3	3	1	6	2	4	5	1	2	1
	豚	84	71	66	77	64	32	32	45	36	53
	山羊			1							
尿毒症	牛										1
	豚		1		3	2			3		
黄疸(高度)	牛									1	
	豚	1	6		2	4	1	2	2	3	
	山羊									1	
水腫(高度)	牛						1	1			
	豚							1	3		1
	山羊	1			1		1		2		1
悪性黒色腫	豚		5	6	5	5	3	3	8	8	6
その他の腫瘍	牛							1	1	1	1
	豚	4				3		1		1	1
変性	牛								1		
	豚	5				1			1		2
	山羊				1	1	1	2			
牛伝染性リンパ腫	牛	10	12	8	10	14	15	15	11	10	33
白血病	豚	3	3		2		2	2	5	1	2

(10) 開場日数及び検査延べ人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	開場日数	44	41	40	44	41	40	44	36	43	38	36	42	489
	検査延べ人数	620	565	531	568	542	532	580	478	551	505	455	540	6,467
中央食肉衛生検査所	開場日数	22	21	20	22	21	20	22	18	22	19	18	21	246
(株)沖縄県食肉センター	検査延べ人数	410	382	351	370	362	352	382	316	362	334	292	350	4,263
北部食肉衛生検査所	開場日数	22	20	20	22	20	20	22	18	21	19	18	21	243
名護市食肉センター	検査延べ人数	210	183	180	198	180	180	198	162	189	171	163	190	2,204

(11) 衛生講習会

	開催月日	内容	対象者
中央食肉衛生検査所	8月27日	HACCPについて	と畜･解体作業従事者等
北部食肉衛生検査所	8月20日	食品衛生基本の５S、食中毒予防について	と畜･解体作業従事者

(12) 衛生監視

	内容	実施回数	対象施設
中央食肉衛生検査所	記録検査	12	(株)沖縄県食肉センター
	現場検査	244	
	微生物検査	36	
	構造設備基準	12	
北部食肉衛生検査所	記録検査	12	名護市食肉センター
	現場検査	243	
	微生物検査	17	
	構造設備基準	12	

(13) と畜検査データの還元

検査結果について疾病の発生状況などを整理･分析し、生産者等からの申請に基づきデータを還元している。生産現場での食肉データの活用により、生産性の向上及びより健康な家畜の生産を支援することを目的としている。

	内　　容	申　請　者	件数
中央食肉衛生検査所	届出伝染病発生報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	株式会社沖縄県食肉センター	244
	疾病明細	株式会社那覇ミート	24
北部食肉衛生検査所	届出伝染病発生報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	北部食肉協業組合	243
	と畜検査結果	生産者	35

Ⅱ　食鳥検査業務

1　概要

(1) 食鳥検査羽数

令和 7 年度の中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所における全検査羽数は 4,549,467 羽(前年度比 5.7%増)であり、内訳は成鶏 491,936 羽(4.0%増)、ブロイラー4,057,531 羽(5.9%増)であった。

(2) 食鳥検査結果に基づく措置

① とさつ内臓摘出禁止

とさつ内臓摘出禁止羽数は 149,733 羽(全検査羽数の 3.3%)であり、内訳は成鶏 126,809 羽(全成鶏検査羽数の 25.8%)、ブロイラー22,924 羽(全ブロイラー検査羽数の 0.6%)であった。

② 全部廃棄

全部廃棄羽数は 12,111 羽(全検査羽数の 0.3%)であり、内訳は成鶏 5,876 羽(全成鶏検査羽数の 1.2%)、ブロイラー6,235 羽(全ブロイラー検査羽数の 0.2%)であった。

③ 一部廃棄

一部廃棄羽数は 47,044 羽(全検査羽数の 1.0%)であり、内訳は成鶏 28,303 羽(全成鶏検査羽数の 5.8%)、ブロイラー18,741 羽(全ブロイラー検査羽数の 0.5%)であった。

(3) 食鳥処理場の衛生指導・衛生教育

食鳥処理場の HACCP による衛生管理について外部検証機関として記録検査(月 1 回)、現場検査(毎日)及び微生物検査(月 1 回)を行い、加えて沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき施設の構造設備基準の監視(月 1 回)を行った。

また、沖縄県食品(食肉)衛生月間実施要領に基づき 8 月を食肉衛生月間と位置づけ、食肉運搬車両の衛生指導、食鳥処理業者等への衛生講習会及び食鳥処理場付属の食肉処理業施設の監視指導を行った。

(4) 防疫演習

食鳥処理場内で高病原性鳥インフルエンザ罹患個体を発見したときの対応について、食鳥処理場内の封鎖区域の設定や引き上げ手順などの訓練を実施した。

2　検査統計

(1) 食鳥検査羽数 及び 食鳥のとさつ内臓摘出禁止又は廃棄したものの原因

	食鳥検査羽数	処分内容	ウイルス病		細菌病		その他の疾病												合計
			鶏白血病	マレック病	大腸菌症	ブドウ球菌症	敗血症	変性	水腫	腹水症	出血	炎症	腫瘍	外傷	削痩及び発育不良	放血不良	湯漬過度	その他	
合計	4,549,467	禁止		337				206		14,486	319	45,783		21,785	61,236	4,984	597		149,733
		全部廃棄		71	3,629	3	5	102	2	1,645	215	5,137	1,079	32	146	45			12,111
		一部廃棄						8,468			8,147	30,255	174						47,044
中央食肉衛生検査所（成鶏）	491,936	禁止								8,506		44,782		21,720	51,087	714			126,809
		全部廃棄			45	2	1	29		174	125	4,388	1,076	4	32				5,876
		一部廃棄						3,695			8,010	16,425	173						28,303
北部食肉衛生検査所（ブロイラー）	4,057,531	禁止		337				206		5,980	319	1,001		65	10,149	4,270	597		22,924
		全部廃棄		71	3,584	1	4	73	2	1,471	90	749	3	28	114	45			6,235
		一部廃棄						4,773			137	13,830	1						18,741

(2) 月別食鳥検査羽数及び廃棄羽数

廃棄羽数は「とさつ内臓摘出禁止羽数」と「全部廃棄羽数」の合計値

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	食鳥検査羽数	420,851	373,703	361,584	365,471	380,253	357,912	381,294	363,373	414,356	388,901	343,645	398,124	4,549,467
	廃棄羽数 (%)	20,200 (4.8)	15,583 (4.2)	12,084 (3.3)	7,897 (2.2)	18,846 (5.0)	14,381 (4.0)	8,144 (2.1)	10,023 (2.8)	13,503 (3.3)	14,223 (3.7)	12,817 (3.7)	14,143 (3.6)	161,844 (3.6)
中央食肉衛生検査所（成鶏）	食鳥検査羽数	43,711	42,612	37,814	32,117	50,901	42,733	32,409	36,937	47,930	49,186	36,296	39,290	491,936
	廃棄羽数 (%)	16,527 (37.8)	12,082 (28.4)	9,049 (23.9)	6,207 (19.3)	17,515 (34.4)	13,372 (31.3)	6,368 (19.6)	8,386 (22.7)	10,782 (22.5)	11,062 (22.5)	10,045 (27.7)	11,290 (28.7)	132,685 (27.0)
北部食肉衛生検査所（ブロイラー）	食鳥検査羽数	377,140	331,091	323,770	333,354	329,352	315,179	348,885	326,436	366,426	339,715	307,349	358,834	4,057,531
	廃棄羽数 (%)	3,673 (1.0)	3,501 (1.1)	3,035 (0.9)	1,690 (0.5)	1,331 (0.4)	1,009 (0.3)	1,776 (0.5)	1,637 (0.5)	2,721 (0.7)	3,161 (0.9)	2,772 (0.9)	2,853 (0.8)	29,159 (0.7)

(3) 食鳥検査羽数の推移

		H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
合　　計		3,959,111	3,986,262	4,130,794	4,126,445	4,141,068	4,228,713	4,286,107	4,378,428	4,303,792	4,549,467
中央食肉衛生検査所	沖縄食鶏加工㈱（ブロイラー）	1,619,022	1,623,382	1,715,409	※1 572,840						
	㈱沖縄県鶏卵食鳥流通ｾﾝﾀｰ（成鶏）	535,100	488,311	569,928	519,453	526,877	532,404	510,267	495,268	472,946	491,936
北部食肉衛生検査所	㈲中央食品加工（ブロイラー）	1,804,989	1,874,569	1,845,457	※2 548,559						
	名護市食鳥処理施設（ブロイラー）				※3 2,485,593	3,614,191	3,696,309	3,775,840	3,883,160	3,830,846	4,057,531

※1 令和元年８月廃止
※2 令和元年７月廃止
※3 令和元年７月操業開始

(4) 開場日数及び検査延べ人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合　　計	開場日数	44	46	44	42	48	43	44	40	45	44	39	45	524
	検査延べ人数	114	122	118	111	124	111	113	105	114	109	99	115	1,355
中央食肉衛生検査所	開場日数	23	24	23	20	26	22	21	21	23	23	19	23	268
（㈱沖縄県鶏卵食鳥流通センター）	検査延べ人数	48	48	46	40	52	44	42	42	46	46	38	46	538
北部食肉衛生検査所	開場日数	21	22	21	22	22	21	23	19	22	21	20	22	256
（名護市食鳥処理施設）	検査延べ人数	66	74	72	71	72	67	71	63	68	63	61	69	817

(5) 衛生講習会

	開催月日	内　　容	対象者
中央食肉衛生検査所	９月 18 日	・食鳥処理で気をつけること	食鳥処理作業従事者
北部食肉衛生検査所	８月５日、14 日	・きれいな鶏肉をつくるために ・鶏にやさしい食鳥処理について	食鳥処理作業従事者

(6) 衛生監視

	内　　容	実施回数	対 象 施 設
中央食肉衛生検査所	記録検査	12	(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センター
	現場検査	268	
	微生物検査	12	
	構造設備基準	12	
北部食肉衛生検査所	記録検査	12	名護市食鳥処理施設
	現場検査	256	
	微生物検査	12	
	構造設備基準	12	

(7) 認定小規模食鳥処理場

① 処理場別処理羽数

		成鶏	ブロイラー	あひる	七面鳥	計
合　　計		18,159	610	48		18,817
中央食肉衛生検査所管内	上原養鶏場	3,662				3,662
	沖縄県立南部農林高等学校	197	150			347
	沖縄県立中部農林高等学校		400			400
	中川牧場食鳥 ※					
北部食肉衛生検査所管内	安室養鶏場ヤンバル農場	4,790				4,790
	OLI OLI	2,850		48		2,898
	玉城食鳥販売	6,660				6,660
	沖縄県立北部農林高等学校		60			60
	アガリエ ※					
	名嘉食品 ※					
	農業生産法人(有)乙羽ファーム ※					

※　休止中

② 月別処理羽数

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	処理羽数	成鶏	1,695	1,564	1,518	1,885	2,514	1,533	2,707	733	464	1,010	1,433	1,103	18,159
		ブロイラー				210		200		150	50				610
		あひる										48			48
	禁止・全部廃棄羽数(廃棄率%)	成鶏	5 (0.3)	5 (0.3)		5 (0.3)	34 (1.4)	5 (0.3)	59 (2.2)	2 (0.3)	4 (0.9)	24 (2.4)	24 (1.7)	1 (0.1)	168 (0.9)
		ブロイラー								16 (10.7)	8 (16.0)				24 (4.4)
		あひる													0 (0.0)
中央食肉衛生検査所管内	処理羽数	成鶏	355	294	198	365	294	308	257	238	394	300	483	373	3,859
		ブロイラー				150		200		150	50				550
	禁止・全部廃棄羽数(廃棄率%)	成鶏	5 (1.4)	5 (1.7)		5 (1.4)	1 (0.3)	5 (1.6)	5 (1.9)	2 (0.8)	4 (1.0)	3 (1.0)	6 (1.2)	1 (0.3)	42 (1.1)
		ブロイラー								16 (10.7)	8 (16.0)				24 (4.4)
北部食肉衛生検査所管内	処理羽数	成鶏	1,340	1,270	1,320	1,520	2,220	1,225	2,450	495	70	710	950	730	14,300
		ブロイラー				60									60
		あひる										48			48
	禁止・全部廃棄羽数(廃棄率%)	成鶏					33 (1.5)		54 (2.2)			21 (3.0)	18 (1.9)		126 (0.9)
		ブロイラー													0 (0.0)
		あひる													0 (0.0)

③ 衛生監視

	内容	実施回数
中央食肉衛生検査所	監視指導	3
北部食肉衛生検査所	監視指導	4

Ⅲ　精密検査業務

1　概要

(1) 保留獣畜の精密検査件数及び検査結果

中央食肉衛生検査所

			※検査件数	検査内容				検査結果		
				肉眼	微生物	病理・寄生虫	理化学	とさつ禁止	全部廃棄	合格
合計			288	45	180	60	3	3	163	122
牛	計		39	1	1	35	2	1	37	1
	敗血症		1		1				1	
	悪性腫瘍		1			1			1	
	牛伝染性リンパ腫		34			34			33	1
	尿毒症		2				2	1	1	
	膿毒症		1	1					1	
豚	計		248	43	179	25	1	2	125	121
	豚丹毒	蕁麻疹型	9	2	7			2	6	1
		関節炎型	70		70					70
	サルモネラ症		49		49				23	26
	トキソプラズマ症		9			9			9	
	炭疽		1		1					1
	膿毒症		41	41					39	2
	敗血症	抗酸菌	9			9				9
		その他の細菌	52		52				42	10
	黄疸（高度）		1				1			1
	白血病		1			1			1	
	悪性腫瘍		1			1			1	
	悪性黒色腫		5			5			4	1
山羊	計		1	1					1	
	膿毒症		1	1					1	

※ 1頭の獣畜が複数の疾病で保留となることがあるため、検査件数＝実頭数 ではない

北部食肉衛生検査所

			※1 検査件数	検査内容				検査結果		
				肉眼	微生物	病理・寄生虫	理化学	とさつ禁止	全部廃棄	合格
合計			125	49	67	8	1※2	1	36	88
牛	計		1			1				1
	牛伝染性リンパ腫		1			1				1
豚	計		120	46	66	7	1※2		34	86
	豚丹毒	蕁麻疹型	2	1	1				1	1
		関節炎型	44	13	31				3	41
	サルモネラ症		9	4	5				1	8
	トキソプラズマ症		8	5		3			2	6
	住肉胞子虫症（全身）		2	2					2	
	膿毒症		8	8					8	
	敗血症	抗酸菌	5	5						5
		その他の細菌	31	2	29				11	20
	水腫(高度)		1	1					1	
	悪性黒色腫		3			3			2	1
	筋肉変性		2	2					2	
	その他の腫瘍		1	1						1
	白血病		3	2		1			1	2
	中毒諸症		1				1※2			1
山羊	計		4	3	1			1	2	1
	破傷風		1	1				1		
	膿毒症		1	1					1	
	敗血症		1		1					1
	水腫（高度）		1	1					1	

※1 1頭の獣畜が複数の疾病で保留となることがあるため、検査件数＝実頭数 ではない

※2 精密検査は中央食検に依頼

(2) 伝達性海綿状脳症(TSE)の検査件数

県内でと畜された牛、めん羊及び山羊のTSE検査はすべて中央食肉衛生検査所で行っている。令和7年度に行った検査は以下のとおりであり、すべて陰性であった。

管轄	と畜場	畜種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央食検	沖縄県食肉ｾﾝﾀｰ	牛	1	1											2
八重山保健所	㈱八重山食肉ｾﾝﾀｰ	山羊			1										1

2　微生物検査

(1) 保留獣畜の精密検査件数

			中央食肉衛生検査所				北部食肉衛生検査所		
			※ 検査件数	培養検査	PCR検査	ELISA検査	※ 検査件数	培養検査	PCR検査
合　　計			172	172	73		87	67	2
牛	敗血症		3	3	1				
豚	豚丹毒	蕁麻疹型	7	7	6		2	1	
		関節炎型	60	60	2		44	31	
	サルモネラ症		49	49	24		9	5	2
	敗血症		52	52	39		31	29	
	炭疽		1	1	1				
山羊	敗血症						1	1	

※ 1頭の獣畜が複数の疾病で保留となることがあるため、検査件数＝実頭数 ではない

(2) 検査施設における信頼性確保

検査の信頼性を確保するため、既知の微生物を含む試験品から当該微生物を検出、分離及び同定する技術の検証(内部精度管理)を行った。

「令和７年度 第１回食品衛生検査施設における精度管理」（令和７年９月実施）

試験種別：定性試験

試験項目：大腸菌群、黄色ブドウ球菌、E.coli、サルモネラ属菌、カンピロバクター属菌

試　　料：模擬食材

「令和７年度 第２回食品衛生検査施設における精度管理」（令和７年12月実施）

試験種別：定量試験、定性試験

試験項目：細菌数（定量）、大腸菌群（定性）

試　　料：牛乳

3　病理・寄生虫検査

(1) 保留獣畜の精密検査件数

		中央食肉衛生検査所	北部食肉衛生検査所
合　　計		60	23(15)
牛	牛伝染性リンパ腫	34	1
	悪性腫瘍(外葉性)	1	
豚	トキソプラズマ症※1	9	8(5)
	住肉胞子虫症		2(2)
	敗血症(抗酸菌)	9	5(5)
	悪性黒色腫	5	3
	悪性腫瘍	1	
	その他腫瘍		1(1)
	白血病	1	3(2)

※1 リンパ節病変部位のスタンプ標本をアクリジンオレンジ蛍光染色し、鏡検によりタキゾイトの検出を行った

()内は肉眼検査件数(内数)

(2) 病理組織学的検査件数

① 概要

保留獣畜以外の精密検査を含む

	中央食肉衛生検査所					北部食肉衛生検査所				
	炎症	腫瘍	変性	その他	計	炎症	腫瘍	変性	その他	計
合計	26	49	2	1	78	27	4	7	6	44
牛	6	41	1		48	3				3
馬										
豚	19	7			26	13	4	1	3	21
山羊	1	1		1	3	11		6	3	20
ﾌﾞﾛｲﾗｰ										
成鶏			1		1					

②詳細

中央食肉衛生検査所

		診断名	検体数
牛 48	炎症 6	間質性肝炎	1
		寄生虫性肝炎	1
		肝臓のリンパ濾胞	1
		肉芽腫性炎	2
		木舌	1
	腫瘍 41	牛伝染性リンパ腫	37
		顆粒膜細胞腫	1
		中皮腫	1
		胆管細胞腫	1
		リンパ腫（限局性）	1
	変性 1	ニクズク肝	1
豚 26	炎症 19	間質性肝炎	7
		好酸球浸潤の著しい間質性肝炎	2
		リンパ節膿瘍	1
		多発性巣状壊死	1
		寄生虫性肝炎	5
		肉芽腫性炎	2
		乾酪壊死	1
	腫瘍 7	悪性黒色腫	4
		黒色腫	1
		平滑筋肉腫	1
		リンパ腫（全身性）	1
山羊 3	炎症 1	肝臓の多発性膿瘍	1
	腫瘍 1	精細胞腫（セミノーマ）	1
	その他 1	仮性半陰陽	1
成鶏１	変性 1	肝硬変	1

※１検査で複数の診断名を付けることがあるので、検査数＝検体数ではない

北部食肉衛生検査所

		診断名	検体数
牛 3	炎症 3	壊死性リンパ節炎	1
		炎症性リンパ節炎	1
		気管支肺炎	1
豚 21	炎症 13	肝の巣状壊死	1
		壊死性組織球性リンパ節炎	1
		細菌性乳房炎	1
		腸気泡症	1
		間質性腎炎	1
		内出血を伴う筋炎	1
		線維素性小腸炎	3
		寄生虫性間質性肝炎	1
		間質性肝炎	1
		脂肪変性を伴う巣状性肝炎	1
		腹膜炎性及びびらん性大腸炎	1
	腫瘍 4	腎芽腫	1
		悪性黒色腫	2
		豚白血病	1
	変性 1	メラノージス	1
	その他 3	石灰化を伴う巣状性筋炎(住肉胞子虫症)	1
		潜在精巣による精索捻転	1
		肝臓の横隔膜ヘルニア	1
山羊 20	炎症 11	石灰化を伴う多発性肝炎	1
		腎盂腎炎	2
		脂肪変性を伴う心外膜炎	1
		間質性肝炎	2
		うっ血を伴う巣状性肝炎	1
		間質性腎炎	1
		関節周囲炎	1
		慢性肝炎	1
		管内性肝膿瘍	1
	変性 6	陰嚢水腫	1
		グリコーゲン変性を伴う脂肪肝	1
		心筋の脂肪変性	1
		肝臓の脂肪変性	1
		精巣の曲精細管の変性	1
		脾臓のうっ血	1
	その他 3	膵蛭症	1
		腸壁内血腫	1
		肝蛭症	1

※1検査で複数の診断名を付けることがあるので、検査数＝検体数ではない

4　理化学検査

(1) 残留有害物質モニタリング検査(厚生労働省通知モニタリング検査)

			牛		豚		山羊		鶏		乳	蜂蜜	鶏卵	クロマグロ	スギ	計	陽性数
			筋肉	腎臓	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓							
抗生物質	マクロライド系 テトラサイクリン系 ペニシリン系 アミノグリコシド系	簡易検査法	4	4	50 ※1	50 ※1	1	1	9	9		1	10	2	1	142	
		分別推定法														0	
	オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン										1					1	
	ベンジルペニシリン										1					1	
	タイロシン				15				9				10			34	
合成抗菌剤	スルファモノメトキシン		4		15				9							28	
	スルファジメトキシン		4	4	15	15			9							47	
	スルファキノキサリン				15				9							24	
	オキソリニック酸		4	4	15				9					2	1	35	
	エンフロキサシン		4		15	15			9							43	
	スルファジミジン				10	10			9	9						38	
	トリメトプリム												10			10	
	フロルフェニコール				15									2	1	18	
内部寄生虫薬	フルベンダゾール		4	4	8	15			9				10			50	
有機塩素系農薬※2	ヘキサクロロベンゼン		4		5				5							14	
	ヘプタクロル		4		5				5							14	
	クロルデン		4		5				5							14	
	ＤＤＴ		4		5				5							14	
	エンドリン		4		5				5							14	
	アルドリン及びディルドリン		4		5				5							14	
	ジコホール		4		5				5							14	

※1 50 検体中 10 検体は北部食肉衛生検査所で検査実施
※2 沖縄県衛生環境研究所で検査実施
} これら以外は全て中央食肉衛生検査所で検査実施

(2) 残留抗菌性物質モニタリング検査

()内は頭数

			中央食肉衛生検査所			北部食肉衛生検査所		
			筋肉	腎臓	計	筋肉	腎臓	計
牛	簡易検査法（直接法）	検体数	64	44	108(64)			
		陽性数						
	簡易検査法（抽出法）	検体数						
		陽性数						
	分別推定法	検体数						
		陽性数						
豚	簡易検査法（直接法）	検体数	80	80	160(80)	5	75	80(75)
		陽性数		1	1(1)			
	簡易検査法（抽出法）	検体数		1	1(1)			
		陽性数						
	分別推定法	検体数						
		陽性数						

(3) 保留獣畜の精密検査件数

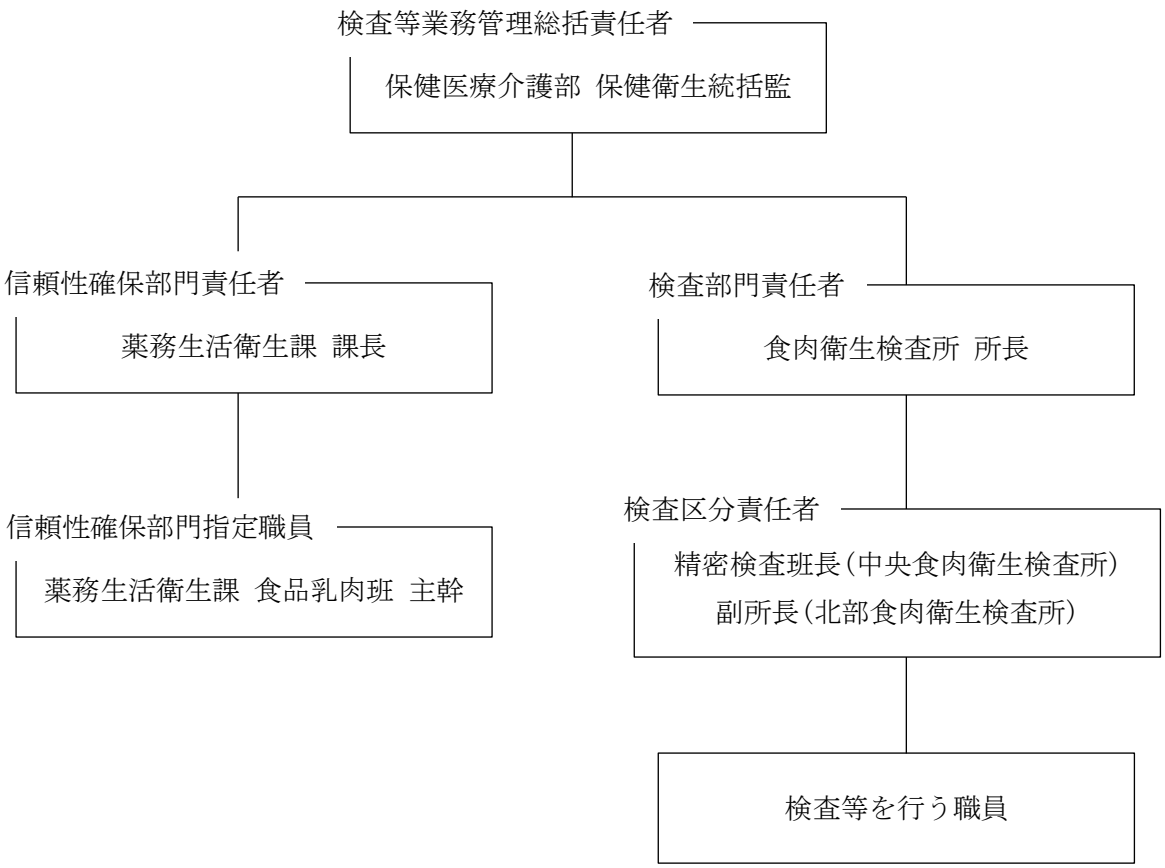
		中央食肉衛生検査所	北部食肉衛生検査所
牛	尿毒症	1	
豚	黄疸	1	
	中毒諸症	1※	1

※　北部食肉衛生検査所の保留獣畜

(4) GLP

中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所では「沖縄県食品衛生検査施設等業務管理要綱」に基づき検査等を実施している。

＜GLP 組織図＞



第３章　研修・調査研究

1　研修及び講習会

(1) 県内　　☆：講師　★：発表者　◎：最優秀賞　○：優秀賞

研修・講習名	場所	日程	出席者
保健所等職員技術研修	衛生環境研究所	6月9日 ～13日	中央食肉衛生検査所 沓澤史絵、田口史門、 佐々木崎 北部食肉衛生検査所 上江洲裕美
牛伝染性リンパ腫に関する講習会	JA沖縄糸満支店	6月13日	中央食肉衛生検査所 下地康大
第66回九州・沖縄ブロック家畜保健衛生業績発表会	県庁4階講堂	7月9日	中央食肉衛生検査所 田口史門
有機溶剤作業主任者技能講習	(一社)沖縄県労働基準協会中城講習会場 名護講習会場	7月15日 ～16日 8月28日 ～29日	中央食肉衛生検査所 沓澤史絵、田口史門 北部食肉衛生検査所 吉田崇 北部食肉衛生検査所 我喜屋利紀
第56回沖縄県衛生監視員研究発表会及び研修会	沖縄県職員共済会館　八汐荘1階屋良ホール	7月17日	中央食肉衛生検査所 具志堅萌子
化学物質管理者講習	(一社)沖縄県労働基準協会中城講習会場	9月22日	中央食肉衛生検査所 紅谷優子
令和7年度沖縄県食鳥協会秋季講演会	ザ・ムーンビーチミュージアムリゾート2階ティンガーラ	9月26日	中央食肉衛生検査所 高安たまき
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習	(一社)沖縄県労働基準協会中城講習会場	7月29日 ～30日	中央食肉衛生検査所 サミー夏紀、田口史門
第52回沖縄県家畜保健衛生業績発表会	県庁4階講堂	2月3日	中央食肉衛生検査所 田口史門

研 修・講 習 名	場　所	日　程	出　席　者
第 49 回 沖縄県食肉衛生技術研修会 ○特別講演 「動物用医薬品の最新の知見及び全国的な電子指示書システムについて」 東京大学大学院 農学生命科学研究科 持続可能な自然再生科学研究寄付講座 農学特定支援員　遠藤 裕子 先生	県庁４階講堂	2 月 4 日	全職員 中央食肉衛生検査所 ★高安たまき、 ◎田口史門、○下地康大、 ★佐々木崎 北部食肉衛生検査所 ★上江洲裕美

(2) 県外　　★：発表者　○：優秀賞

研修・講習名	場所	日程	出席者
理化学試験の基礎実技研修	東京都	5月30日	中央食肉衛生検査所 沓澤史絵
令和7年度短期研修 食肉衛生検査研修	埼玉県	6月16日 ～7月11日	中央食肉衛生検査所 宮良当一郎
令和7年度全国食肉衛生検査所長会議及び第61回全国食肉衛生検査所協議会全国大会	京都府	7月30日 ～31日	中央食肉衛生検査所 大城哲也 北部食肉衛生検査所 新垣衡
令和7年度自治体職員向けISO/IEC17025 研修会	動画視聴学習及びウェブ研修	8月18日 ～9月1日 （初級第1回） 9月17日 ～10月1日 （初級第2回） 12月3日 ～17日 （初級第3回） 2月3日～17日 （上級）	桑江旦子（初級第1回） 紅谷優子、太田佑子（初級第2回） 沓澤史絵（初級第3回） 紅谷優子（上級）
令和7年度全国食肉衛生検査所協議会　微生物部会総会・研修会	新潟県	9月26日	中央食肉衛生検査所 ○田口史門 北部食肉衛生検査所 上江洲裕美
令和7年度全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	静岡県	10月8日	中央食肉衛生検査所 沓澤史絵
令和7年度全国食品衛生監視員研修会研究発表会	東京都	10月23日 ～24日	中央食肉衛生検査所 紅谷優子
第54回九州地区食肉衛生検査所協議会大会	宮崎県	10月30日 ～31日	中央食肉衛生検査所 大城哲也、宮良当一郎、 ○比嘉万理子 北部食肉衛生検査所 新垣衡、宮本雄二郎
液体クロマトグラフの基礎と上手な使い方	オンライン	11月20日	中央食肉衛生検査所 沓澤史絵、桑江旦子

研 修・講 習 名	場　所	日　程	出　席　者
分析機器バリデーションの基礎と実施例	オンライン	11 月 27 日	中央食肉衛生検査所 沓澤史絵、桑江旦子
全国食肉衛生検査所協議会 病理部会総会及び研修会	東京都	10 月 29 日 ～31 日	北部食肉衛生検査所 吉田崇
令和7年度 HACCP システムに係る講習会	熊本県	11月 4 日 ～6 日	中央食肉衛生検査所 下地康大
令和7年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修及び研究発表会	東京都	1 月 21 日 ～23 日	中央食肉衛生検査所 西田直哉、○比嘉万理子、○田口史門 北部食肉衛生検査所 我喜屋利紀
対米等食肉輸出認定施設　指名検査員研修	東京都	1 月 15 日	中央食肉衛生検査所 太田佑子

2　調査研究

(1) 学会発表

演　　題	発 表 者	学　　会　　名	場 所
豚トキソプラズマ症診断における肺組織の有用性の検討	田口史門	令和 7 年度全国食肉衛生検査所協議会　微生物部会総会・研修会	新潟県
牛、豚および鶏の切り取り検体から分離した腸内細菌目細菌の薬剤耐性状況	比嘉万理子	第 54 回九州地区食肉衛生検査所協議会大会	宮崎県
牛、豚および鶏の切り取り検体から分離した腸内細菌目細菌の薬剤耐性状況	比嘉万理子	令和 7 年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修及び研究発表会	東京都
豚トキソプラズマ症診断における肺組織の有用性の検討	田口史門	令和 7 年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修及び研究発表会	東京都

(2) 第 49 回沖縄県食肉衛生技術研修会

演題番号	演　　題	発　表　者
1	外国人従業員向けの衛生指導について	中央食肉衛生検査所 高安たまき
2	肉用鶏の肝臓におけるカンピロバクター汚染実態調査	北部食肉衛生検査所 上江洲裕美
3	牛伝染性リンパ腫ウイルスの伝播・発症リスク評価および分子疫学的解析	中央食肉衛生検査所 下地康大
4	山羊、豚のＥ型肝炎ウイルス遺伝子の検出とその系統解析	中央食肉衛生検査所 佐々木崎
5	関節炎型豚丹毒を疑う豚から分離された *Erysipelothrix piscisicarius* の解析	中央食肉衛生検査所 田口史門

演題番号：１
演題名：外国人従業員向けの衛生指導について
発表者名：〇高安たまき、新垣尚美、嘉数明日香
発表者所属：中央食肉衛生検査所

１．はじめに

近年、少子高齢化の影響で人手不足が深刻化し、外国人従業員の受け入れが増加している。管内食鳥処理場においても外国人従業員が63％を占めるが、言語や文化の違いから外国人従業員も理解できる業務指導が課題となっている。特に食鳥処理場では衛生管理の徹底が求められるため、外国人従業員の衛生意識の向上を図ることが重要である。

昨年度、当該施設において、「やさしい日本語」等を活用した外国人従業員向け高病原性鳥インフルエンザ発生時の初動対応訓練を実施し、その有効性が確認された。今回、「やさしい日本語」や写真及びイラスト等を用い、外国人従業員にも理解しやすい衛生講習会を実施し、その効果を検証したので報告する。

２．方法

講習会は、2025年９月に実施した。講習会スライド及び資料は①難しい表現を避け「やさしい日本語」を活用し、②従業員が業務で使用する用語を用い、③写真やイラストを多用し、④外国人従業員の母国語であるインドネシア語を併記し作成した。また、講習会終了時に、内容の理解度を把握するため、参加した従業員を対象に４段階評価によるアンケートを実施した。

３．結果及び考察

講習会に参加した従業員に実施したアンケートの結果、全ての外国人従業員（n=10）から講習会で使った表現、用語、資料について「わかりやすい」「わかることが多かった」との回答が得られた。講習会の内容についても、全ての外国人従業員から「わかった」「わかることが多かった」と回答があった。さらに自由記述の感想には、「とても理解しやすい」「説明がわかりやすい」など、理解できたことを示す意見が多かった。また、全ての日本人従業員（n=5）から講習会の内容や資料について「わかった」「だいたいわかった」と回答があり、外国人従業員にもわかりやすい内容であったかという設問には全ての日本人従業員から「そう思う」「だいたいそう思う」と回答があった。

講習会後、外部検証で改善を要する事項として継続して指導を行っていたトイレ使用時のスリッパの履き替えや、生鳥カゴの洗浄消毒の徹底などについて改善が認められた。以上より、今回実施した衛生講習会は有効であったと考えられる。

一方、日本人従業員のアンケートでは、外国人従業員に仕事を教える上で苦労することがあるかという設問に対し、全ての日本人従業員が「ある」「まあまあある」と回答した。具体的には「言葉が通じない」「細かい説明が伝わらない」「理解したと言うが、実際には理解していないことがある」などの意見があり、外国人従業員に仕事を教えることの難しさを感じていると推察された。

今後も外国人従業員にも理解出来る講習会を継続して実施するとともに、日本人従業員と連携し、外国人従業員の理解を更に深める内容について検討していきたい。

演題番号： 2
演題名：肉用鶏の肝臓におけるカンピロバクター汚染実態調査
発表者名：○上江洲裕美、渡嘉敷弥生、宮本雄二郎
発表者所属：北部食肉衛生検査所

１．はじめに

カンピロバクターは細菌性食中毒の原因菌であり、県内においてもカンピロバクターによる食中毒が多発している。一昨年度、当所では大規模食鳥処理施設に搬入される肉用鶏の鶏肉(鶏皮)および盲腸便のカンピロバクター属菌分離状況調査を実施し、高い確率で分離されることが明らかになった。今回の調査では、前回実施していない肝臓における汚染状況およびその分離株の性状を把握するため、定量的分離状況調査および分離株の薬剤感受性試験、改良 Penner PCR 型別法を行ったので報告する。

２．材料及び方法

令和 7 年 11 月～12 月に搬入された A 農場２ロット、B および C 農場各１ロットからジブレットチラーで冷却する前後の肝臓、中抜き後の胆汁および盲腸便を各 5 検体採材し、検査に用いた。さらに、A 農場については中抜き後の肝臓５検体を追加で採材し、表面を滅菌後、検査に用いた。肝臓は滅菌緩衝ペプトン水を加えてストマッキング処理した後、mCCDA 培地で培養、発育した集落を集計し、定量を行った。胆汁および盲腸便はプレストン培地で増菌、mCCDA 培地で選択分離培養を行った。発育した集落は PCR 検査で菌種(*Campylobacter jejuni/ coli*:CJ/CC)を同定し、分離した CJ 株（計１７株）について、アンピシリン(ABPC)、テトラサイクリン、ナリジクス酸(NA) 、シプロフロキサシン(CPFX)、ストレプトマイシン、ゲンタマイシン、エリスロマイシン、クロラムフェニコール 8 種類の薬剤感受性試験および改良 Penner PCR 型別法を行った。

３．結果

冷却後の肝臓からカンピロバクター属菌が 100％(計 20 検体)分離され、95％が CJ (A,B,C 農場)、5％が CC(A 農場)であった。胆汁からは CJ (A,B,C 農場)、盲腸便からは CC(A 農場)、CJ(B,C 農場)が分離された。定量検査では冷却後の肝臓から平均 2.63±0.60$\log_{10}$CFU/g(計 20 検体)が分離され、冷却前と後の菌数に有意差は認められなかった。また、表面を滅菌した肝臓の 50% (5/10) から CJ が分離された。薬剤感受性試験では A 農場由来株で ABPC への耐性、C 農場由来株で NA および CPFX への耐性が認められた。改良 Penner PCR 型別法では A 農場はｇC 群および gR 群 HS:53、gY 群、B 農場は gR 群 HS:53、C 農場はｇB 群および gR 群 HS:53、gY 群が確認された。

４．考察及びまとめ

ジブレットチラーで冷却後の肝臓からカンピロバクター属菌が分離されることが明らかになった。さらに、肝臓内部まで汚染されている可能性が推測された。肝臓内部の汚染は食鳥処理工程で低減させることは困難であり、中心部までの十分な加熱処理の重要性が再認識された。また、薬剤感受性試験および改良 Penner PCR 型別法では農場ごとに特徴的な傾向が示され、各農場内での感染が示唆された。今後も継続的なモニタリング調査を行い、県内肉用鶏のカンピロバクター汚染状況の把握に努めたい。

演題番号：３
演題名： 牛伝染性リンパ腫ウイルスの伝播・発症リスク評価および分子疫学的解析
発表者名：○下地康大、西田直哉、奥村尚子、宮城国太郎
発表者所属：沖縄県中央食肉衛生検査所

１．はじめに
牛伝染性リンパ腫ウイルス(以下、BLV)は地方病型牛伝染性リンパ腫(以下、EBL)の原因であり、感染 B リンパ球を介して水平・母子感染する。感染した BLV はプロウイルスとして宿主 DNA に取り込まれ、プロウイルス量(以下、PVL)は伝播・発症リスクの指標となる。また、BLV は約 8.7Kbp のゲノムをもち、エンベロープ(env)遺伝子産物の表面糖タンパク gp51 は感染や免疫回避に関与する。さらに、env-gp51 領域の塩基配列(444bp)に基づく 12 遺伝子型の地理的分布は、流行の把握や侵入・伝播様式の推定に有用とされている。令和 7 年度 12 月末時点の管内と畜場での EBL 全部廃棄頭数が前年度比 2.7 倍となった。そのため県内の状況把握を目的に、調査、解析を行った。

２．材料及び方法
令和 7 年 8 月～11 月の搬入牛 207 頭(本島：南部 71、中部 36、北部 66、離島：宮古 13、石垣 21)から血清と血液を採取した。血清 207 検体の BLV 抗体検査後、地域別陽性率を算出した。陽性検体を対象として、農研機構 動物衛生研究部門へリアルタイム PCR による PVL 検査を依頼し、PVL に基づく地域別の伝播・発症リスク評価を行った。血液 207 検体から DNA を抽出し、env-gp51 遺伝子を標的とした nested PCR を実施後、陽性検体のうち 90 株のシークエンス解析を行い、得られた塩基配列(411bp)から最尤法を用いて系統樹解析により遺伝子型別を行い、併せて相同性検索を行った。

３．結果
抗体陽性率は 84.0%であり、地域別では南部 85.9%(61/71)、中部 80.5%(29/36)、北部 86.3%(57/66)、宮古 76.9%(10/13)、石垣 80.9%(17/21)であった。PVL 検査結果では、地域別の高伝播リスク牛の割合は、南部 42.6%(26/61)、中部 24.1%(7/29)、北部 38.5%(22/57)、宮古 50%(5/10)、石垣 29.4%(5/17)であり、高発症リスク牛の割合は、南部 8.1%(5/61)、中部 3.4%(1/29)であった。系統樹解析から、遺伝子型は全て 1 型で塩基配列は 37 亜型、アミノ酸配列は 18 種に分類された。また、アミノ酸配列では 1 種が 65.5%(59/90)と最多であり、各地域に分布していた。亜型間の塩基相同性は 98.3～99.7%で、アミノ酸相同性は 96.3～99.3%であった。

４．考察
本調査の抗体陽性率は、平成 19 年の当所調査(42.2%)より増加し、BLV の感染拡大が示唆された。各地域の BLV は同一遺伝子型(1 型)に分類され、塩基配列には一定変異があるものの全体の相同性は高く、アミノ酸配列は 1 種が 65.5%を占めたことから、各地域に相同性の高いアミノ酸配列を有する遺伝子 1 型が広く分布している可能性がある。また、県内において高伝播リスク牛の広域分布による感染拡大が起きたことおよび高発症リスク牛も県内に存在していると考えられる。今後は宿主や飼養環境に着目して調査を行う必要があり、得られた結果を活用して、EBL の低減に繋げていきたい。

演題番号：４
演題名：山羊、豚のE型肝炎ウイルス遺伝子の検出とその系統解析
発表者名：○佐々木崎[1)]、宮城国太郎[1)]、西田直哉[1)]、遠矢真理[2)]
発表者所属：1)中央食肉衛生検査所　2)国立医薬品食品衛生研究所

１．はじめに

E型肝炎はE型肝炎ウイルス（以下HEV）に感染した動物の肉や臓器を生あるいは加熱不十分で喫食することで起こる動物由来感染症の一つである。全国におけるE型肝炎患者の届け出数はここ15年で急増しており、ウイルス性肝炎患者の中で最も多く、無症状患者が多いことや、過去に輸血による感染も報告されていることから医療において問題となっている。近年海外では、山羊のHEV遺伝子が検出されている報告があるが、国内では未だ報告はない。今回、県内の山羊及び豚における現在のHEV感染状況および遺伝子型の解析について明らかにすることを目的とし、管内と畜場に搬入された山羊と豚を対象にHEV遺伝子検出および分子疫学的解析を実施した。

２．材料および方法

令和7年度の7～10月に搬入された、26農場由来山羊110頭の胆汁108検体および血清102検体、6農場由来の丸焼き用豚(6か月齢未満)59頭の胆汁59検体および肝臓23検体、3農場由来の成豚(6か月齢超え)14頭の胆汁14検体を採取して検体とした。各検体から核酸抽出を行い、抽出したRNAをcDNAに逆転写した後にnested PCR法によりORF2領域（HEVカプシド蛋白をコード）を対象としたHEVの遺伝子検出とシークエンス解析および最尤法で系統樹解析を行い、併せて塩基相同性検索を実施した。

３．結果

山羊:PCR陽性率は検体別、農場別いずれも0%であった。
丸焼き用豚:PCR陽性率は、検体別では、胆汁:33.9%(20/59)、肝臓:4.4%(1/23)。農場別では33.3%(2/6)であった。検出された遺伝子型は全て3型(3b)であった。遺伝子解析結果、19株は沖縄県の豚由来*swJOK1-1*株、マングースから検出された*mnOK1*株と95.9～96.4%、2株は三重県の豚から報告されている*swJLMie069_ORF2*株と95.4%の塩基相同性をそれぞれ示した。
成豚:PCR陽性率は検体別、農場別いずれも0%であった。

４．考察および総括

今回、山羊からHEV遺伝子は検出されなかったが、過去に県内の調査でHEV抗体が検出されていること、また、海外からはHEV遺伝子、抗体ともに検出されている報告があるため、今後も継続して調査を行う必要があると考える。一方、丸焼き用の若齢豚からは高い割合でHEV遺伝子が検出された。これらの結果を踏まえ、と殺解体時に胆汁や腸内容物による枝肉の汚染防止を徹底することが極めて重要である。さらに消費者に対し、豚肉や内臓の十分な加熱調理および調理時の交差汚染防止策の徹底を啓発することが不可欠である。

演題番号：５
演題名：関節炎型豚丹毒を疑う豚から分離された*Erysipelothrix piscisicarius*の解析
発表者名：○田口史門[1)]、比嘉万理子[1)]、柿田徹也[2)]
発表者所属：1)中央食肉衛生検査所、2)衛生環境研究所

１．はじめに

Erysipelothrix piscisicarius（以下、Ep）は、2020年に新種登録されたグラム陽性桿菌で、豚丹毒菌（*Erysipelothrix rhusiopathiae* 、以下Er）とコロニー性状や生化学的性状が類似することが知られている。これまでにヒト菌血症例や豚関節炎例などから分離されており、豚への感染実験では、豚丹毒類似の菱形疹を引き起こすとされる。今回、当所で関節炎型豚丹毒を疑う症例から Ep を分離したことを受け、本県のEpの分布状況及び性状を明らかにするために、保留検体についてEpを検索しゲノム解析等を実施した。

２．材料及び方法

2010年～2024年に関節炎型豚丹毒を疑い保留検査となった豚1,804頭の関節液、関節絨毛及び内側腸骨リンパ節をアザイド液体培地及びゲンタマイシン・カナマイシン加TSB培地で37℃、24時間培養後、アザイド寒天培地に接種し37℃、24～48時間培養した。発育したコロニーからDNAを抽出後、Er特異的PCRを実施し、陰性コロニーについてEp特異的PCRを実施した。Ep分離株はAPI CORYNE及びRAPID ID 32 STREPを用いて生化学的性状を確認し、PCRにより血清型別およびSpa型を決定した。菌株からDNA抽出後、ライブラリを調整し、Illumina iSeqを用いてシーケンシングを実施した。ゲノム情報を用いて菌種同定、core genome Single Nucleotide Polymorphism(cgSNP)解析を実施するとともに、Erに代表的な病原関連遺伝子の有無をErysipelothrix属の参照株と比較した。

３．結果

1,804頭中12頭（0.7%）から12株のEpを分離同定した。キットを用いた生化学的性状試験では、12株全てErと判定された。PCRにより血清型は10株が5型、2株が2型と判定され、Spa型は12株全てがspaCだった。ゲノム解析において、12株全てがEpと同定された。cgSNP解析では、4つの系統に分かれ､3つの系統で複数の農場が含まれていた｡EpはErにおいて代表的な24個の病原関連遺伝子のうち、hylA､nanHといった18～19個の遺伝子を保有していた一方､組織侵入や免疫回避に関わるspaA.1､cbpBといった5～6個の遺伝子は保有していなかった。

４．考察及びまとめ

Epは生化学的性状のみではErとの鑑別が困難でありPCRとの併用が必須であることが示唆された。加えて、cgSNP解析では、同一系統株が広域の複数の農場に伝播拡散していることが示唆された。過去の研究にて本県の健常豚152頭の口蓋扁桃のうち3検体からEpが検出されたことを踏まえると、健常保菌の可能性も否定できないが、Epが関節炎発症豚の関節液等に存在すること、Erと類似した病原関連遺伝子プロファイルを持つこと、過去の報告により豚丹毒類似症状を示すことから、本菌の豚や人への病原性やその浸潤状況についてさらなる研究が必要である。本研究は、と畜検査においてEpを分離しゲノム解析をした初めての報告であり、今後は関係機関と情報を共有していきたい。

第４章　その他

1　と畜場及び食鳥処理場一覧(令和８年４月１日時点)

(1) と畜場

検印番号	1		2	4
名称	株式会社沖縄県食肉センター		名護市食肉センター	沖縄県畜産研究センター(簡易と畜場)
申請者	株式会社沖縄県食肉センター 代表取締役　玉城　和巳		名護市長	沖縄県知事
所在地	南城市大里字大城 1927		名護市世冨慶 755	今帰仁村字諸志 2009-5
電話番号	098-945-3029		0980-53-6801	0980-56-5142
FAX番号	098-945-3742		0980-53-7035	0980-56-4803
許可年月日	昭和 47 年 2 月 8 日	平成 23 年 5 月 26 日	平成 13 年 12 月 28 日	昭和 58 年 12 月 1 日
許可番号	沖縄県指令厚第 18 号	沖縄県指令環第 50 号	沖縄県指令福第 2624 号	沖縄県指令環第 887 号
処理獣畜	牛、馬	豚、山羊、めん羊	牛､豚､山羊､めん羊	豚
1日の処理能力	大動物 30 頭	小動物 1,210 頭	大動物 3 頭 小動物 708 頭	小動物 10 頭
冷蔵庫の収容能力	大動物 135 頭	小動物 1,220 頭	大動物 8 頭 小動物 1,200 頭	小動物 10 頭
使用水	ダム水、工業用水、上水道水		地下水、上水道水	上水道水
浄化槽の処理能力	活性汚泥法、1,600 トン／日		活性汚泥法 800 トン／日	液肥処理施設 640 トン／日

(2) 食鳥処理場

名称	株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センター	名護市食鳥処理施設
申請者	株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センター 代表取締役社長　新垣　久志	沖縄県食鳥処理協業組合 代表理事　　稲嶺　盛晋
所在地	うるま市川田 333	名護市屋部 1779
電話番号	098-974-4877	0980-51-0620
FAX番号	098-974-4876	0980-51-0621
許可年月日	平成 4 年 3 月 30 日	令和元年 7 月 12 日
許可番号	沖縄県指令環第 170 号	沖縄県指令保第 214 号
1日の処理能力	鶏 3,000 羽	鶏 24,000 羽

(3) 認定小規模食鳥処理場

	名称	所在地	許可年月日	許可番号	1日の処理能力
中央食肉衛生検査所管内	上原養鶏場	糸満市北波平 876	H5.1.25	沖縄県指令 環第 8 号	鶏 100 羽
	沖縄県立南部農林高等学校	豊見城市長堂 182	H17.10.19	沖縄県指令 福第 2470 号	鶏 50 羽
	沖縄県立中部農林高等学校	うるま市田場 1570	H24.12.19	沖縄県指令 環第 4092 号	鶏 50 羽
	中川牧場食鳥※	読谷村渡具知 615-1	H16.12.10	沖縄県指令 福第 2550 号	鶏・あひる 20 羽
北部食肉衛生検査所管内	安室養鶏場ヤンバル農場	大宜味村白浜 442-522	H8.12.25	沖縄県指令 環第 847 号	鶏 50 羽
	OLI OLI	名護市喜瀬 67-1	H9.8.12	沖縄県指令 環第 670 号	鶏・あひる 300 羽
	玉城食鳥販売	名護市仲尾次 1260	H23.10.13	沖縄県指令 環第 270 号	鶏・あひる・七面鳥 100 羽
	沖縄県立北部農林高等学校	名護市名護 4607-1	H27.6.17	沖縄県指令 保第 493 号	鶏 100 羽
	アガリエ ※	名護市伊差川 340	H15.10.24	沖縄県指令 福第 2523 号	鶏・あひる・七面鳥 10 羽
	名嘉食品 ※	伊是名村仲田 60	H16.1.15	沖縄県指令 福第 65 号	あひる 3 羽
	農業生産法人 (有)乙羽ファーム ※	今帰仁村越地 284	H17.7.5	沖縄県指令 福第 2034 号	鶏・あひる 150 羽

※ 休止中

2 使用料、解体料及び手数料一覧

(1) と畜場の使用料及びとさつ解体料 (円)

	株式会社沖縄県食肉センター					
	と畜場使用料			とさつ解体料		
	R1.10.1～	R5.2.1～	R6.2.14～	R1.10.1～	R5.2.1～	R6.2.14～
牛	1,650	(同左)	(同左)	雌:2,200 雄:5,610	(同左)	(同左)
とく	1,100	(同左)	(同左)	1,650	(同左)	(同左)
馬	1,650	(同左)	(同左)	2,200	(同左)	(同左)
こま	1,100	(同左)	(同左)	1,650	(同左)	(同左)
豚	1,087	1,329	(同左)	748	926	(同左)
めん羊・山羊	1,257	(同左)	2,158	1,331	(同左)	5,380

（円）

	名護市食肉センター					
	と畜場使用料			とさつ解体料		
	R1.10.1～	R5.2.1～	R6.2.14～	R1.10.1～	R5.2.1～	R6.2.14～
牛	3,769	（同左）	（同左）	3,020	（同左）	（同左）
とく	1,853	（同左）	（同左）	1,494	（同左）	（同左）
馬						
こま						
豚	1,012	1,398	（同左）	810	844	（同左）
めん羊・山羊	796	（同左）	2,333	932	（同左）	4,345

(2) と畜関係手数料　（円）

一般と畜場設置許可申請手数料			22,000
簡易と畜場設置許可申請手数料			10,000
検査手数料	牛・馬	生後12月以上	600
		生後1月以上12月未満	300
		生後1月未満	250
	豚		300
	めん羊・山羊		200

(3) 食鳥関係手数料　（円）

食鳥処理事業許可申請手数料		19,000
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料		10,000
確認規定認定申請手数料		5,500
確認規定変更認定申請手数料		2,300
検査手数料	平日	3
	休日及び時間外	4

(4) 検査手数料の推移　（円）

	牛・馬	とく・こま・豚	めん羊・山羊	食鳥
昭和47年5月～	250	120	30	
昭和52年1月～	400	200	100	
昭和61年4月～	600	300	200	
平成4年4月～	600	300	200	4
平成10年4月～	600	300	200	平　日　3 休日及び時間外　4

3　沖縄県全体のと畜検査統計

(1) と畜場別のと畜検査頭数

	中央食肉衛生検査所管内	北部食肉衛生検査所管内		南部保健所管内	宮古保健所管内	八重山保健所管内		合計
	株式会社沖縄県食肉センター	名護市食肉センター	沖縄県畜産研究センター	久米島と畜場	株式会社宮古食肉センター	株式会社八重山食肉センター	与那国町食肉処理場	
牛	2,272	3		10	269	2,022		4,576
とく	3				2			5
馬	13					5		18
豚	186,515	104,272		53	459	1,556		292,855
めん羊								
山羊	972	567		66	522	311		2,438

(2) と畜検査頭数の推移

	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計	322,613	336,711	344,765	326,848	320,582	320,296	320,077	305,131	302,322	299,892
牛	3,823	4,037	4,178	4,186	3,817	3,791	4,116	4,301	4,611	4,576
とく	5	6	1	2	4	6	2	2	11	5
馬	30	30	45	35	29	31	23	19	17	18
豚	316,639	330,207	337,760	319,335	313,832	313,343	311,989	297,502	294,949	292,855
めん羊		2		1		2				
山羊	2,116	2,429	2,781	3,289	2,900	3,123	3,947	3,307	2,734	2,438

(3) と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因

	と畜検査頭数（とさつ頭数）	処分内容	処分実頭数	細菌病					原虫病		寄生虫病			その他の疾病									合計
				豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	豚赤痢	破傷風	トキソプラズマ症	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他	
合計	299,892 (299,821)	禁止	13	2				1								1						9	13
		全部廃棄	215	10	24				11	2				50	56	1	1	4	8		2	46	215
		一部廃棄	237,872			2						55	680					298	34	230,909	11,706	18,863	262,547
牛	4,576 (4,570)	禁止	3													1						2	3
		全部廃棄	53											1	3	1	1	2	1			44	53
		一部廃棄	3,525			2						54	263					53	7	2,959	483	1,949	5,770
とく	5 (5)	禁止																					
		全部廃棄																					
		一部廃棄	4																	4		3	7
馬	18 (18)	禁止																					
		全部廃棄																					
		一部廃棄	13																	13			13
豚	292,855 (292,793)	禁止	8	2																		6	8
		全部廃棄	159	10	24				11	2				47	53			1	7		2	2	159
		一部廃棄	232,859										58					227	27	226,938	11,200	16,148	254,598
めん羊	0 (0)	禁止																					
		全部廃棄																					
		一部廃棄																					
山羊	2,438 (2,435)	禁止	2					1														1	2
		全部廃棄	3											2				1					3
		一部廃棄	1,471									1	359					18		995	23	763	2,159

令和７年度 事業概要

発行日：令和８年10月
発行者：沖縄県中央食肉衛生検査所
〒901-1202 南城市大里字大里2015
TEL 098-945-3000 / FAX 098-946-2690
xx024110@pref.okinawa.lg.jp
沖縄県北部食肉衛生検査所
〒905-0015 名護市大南 1-13-11
TEL 0980-52-1165 / FAX 0980-52-3791
xx024120@pref.okinawa.lg.jp
印刷所：印刷センターテル

